

アントウエルペンとリヨン

——一六世紀の「世界市場」——

目 次

はじめに

一 「世界市場」への発達

(一) アントウエルペン

(二) リヨン

二 「世界市場」における金融業と南ドイツ人銀行家

(一) 高利的貨幣と資本取引の諸形態

(二) 南ドイツ人商人と銀行家の活躍

三 君主の借入（公信用）の膨張——一五四〇年代——

(一) アントウエルペンの取引所における君主の借入

(二) リヨンの取引所におけるフランス王室の借入

諸 田 實

はじめに

本稿は、一六世紀の「世界市場」(Weltbörse)⁽¹⁾といわれるアントウェルペンとリヨンの貨幣＝資本市場の発展を、相互に比較しながら、概観したものである。一六世紀の両市場の発展をとり上げたのは、おおよそ次のような理由によるものである。

一五五七年にスペイン王室とフランス王室による支払停止(「国庫破産」Statbankerott)をきっかけにして始まったヨーロッパの「金融危機」(Internationale Finanzkrise)は、アントウェルペンとリヨンの両市場を中心に、南ドイツとイタリアの商人＝銀行家の活動によって作られていたヨーロッパの国際金融のシステムを根底から震撼させた。まず、事業の主力を遠隔地間の商業から王室への政治的貸付(公信用)へ移していた、多数の南ドイツの商人＝銀行家が没落する。アウクスブルクだけでも、一五五六―八四年間に国際的に名を知られた商人＝銀行家が七〇軒以上も破産しているから⁽²⁾、その影響の激しさがわかる。ヴェルザー会社は一六一四年に破産宣告をうけ、フッガー会社も一七世紀前半に事実上、事業を放棄している。これに続いて、ピアツェンツァの大手の成立(一五七九年)によって完成したかにみえた、南欧におけるジェノヴァ人の金融システムも大きな打撃を免れなかった⁽³⁾。「フッガー家の時代」(Das Zeitalter der Fugger, R・エーレンベルク)の終焉に続いて、「ジェノヴァ人の世紀」(Le siècle des Genoïis, L・マルティン)もまたその幕を閉じるのである。

このように、一六世紀末から一七世紀にかけてヨーロッパの経済を襲った「金融危機」は、これまで国際金融のシステムの中心にあったアントウェルペンとリヨンの両市場における、信用の過度の膨張と崩壊によってひきおこされ、また、その結果として多数の南ドイツとイタリアの商人＝銀行家を没落させたのであった。そして、その影響の

大きさからいって、一六、一七世紀のヨーロッパ経済史を特徴づける、経済的中心の南欧（地中海）から北西欧（大西洋）への転移という問題の重要な一局面をなしている。したがって、一六、一七世紀のヨーロッパの金融危機、ひいてはヨーロッパ経済の重心の移動を考察するためには、アントウェルペンとリヨンの両市場の繁栄と崩壊の過程を明らかにすることが必要になる。また、この金融危機を招いたアントウェルペンとリヨンの両市場における信用の過度の膨張と崩壊は、とりわけ、アントウェルペンにおけるハプスブルク（スペイン、ドイツ）王家とリヨンにおけるヴァロア（フランス）王家の限度を知らない借入、つまり公信用の膨張によってひきおこされたのであった。したがって、両市場の動きを概観するにあたっては、特に一五四〇年代から進行する公信用の膨張に注目することが必要であろう。

本稿では、このような問題を考慮して、さしあたり金融危機を醸成したアントウェルペンとリヨンの貨幣・資本市場の一五五〇年までの発展を概観するが、問題の性質上、考察がヨーロッパ全域に及ぶために、素描の域を出ないことをお断りしておきたい。

- (1) R. Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger*, Bd. 2.
- (2) W. Zorn, Augsburg. *Geschichte einer deutschen Stadt*, S. 203.
- (3) H. van der Wee, *Monetary, Credit and Banking Systems*, in: *The Cambridge Economic History of Europe*, V. など、ブローデル、浜名優美訳『地中海』Ⅱ（藤原書店、一九九二年）を参照。

一 「世界市場」への発達

(一) アントウェルペン

1 南ネーデルラント、ブラバント公爵領のアントウェルペン（アントワープ）は、一四世紀初め以来、春秋二回の大市（春の聖霊降臨祭の大市と秋のパマスの大市）が開かれる大市都市であった。南ネーデルラントでは、当時、フランドル伯爵領のブリュッヘ（ブリュージュ）が、「キリスト教世界の仲立人」（ピレンヌ）といわれるように、ヨーロッパの遠隔地間商業の中心地として繁栄していたので、アントウェルペンは大市都市とはいっても、ブリュッヘの陰に隠れていた。ところが一五世紀半ば頃から、「円の半径がことごとく中心に向かうように」（クリーリッセル）ブリュッヘに集まっていた商業の流れに変化が生じ、ブリュッヘの衰退とは逆に、アントウェルペンの商業は急速に繁栄に向かった。⁽¹⁾

ブリュッヘではイタリア人（特にフィレンツェ人をはじめヴェネツィア人やジェノヴァ人）、ドイツ・ハンザ人（「東方の人」）、カステイリヤ人（特にブルゴス人）、ポルトガル人が「同郷の商人団体」に結集し、商館や居留地を設けて商業に携っていた。ブリュッヘ市民も倉庫や曳き船を貸与し、宿泊の便宜を提供して外来商人を歓迎していたが、一四四二年にはブリュッヘからアントウェルペンへ、これらの外国人商人の最初の大量移住が起きている。⁽²⁾ その直後の一四四六年には、アントウェルペンはイギリス人に対してこれまで以上の大きな特権を与えて、イギリス製毛織物の輸入拡大を図っている。アントウェルペンとイギリスの毛織物輸出商組合との関係は一四九六年の「大条約」によって一段と強化され、次の一六世紀になると、ロンドン港から輸出された毛織物の実に七割がアントウェルペンへ送られるほどになった。このイギリス製毛織物（大部分は未仕上げの白地広幅織りの半製品）の取引が、アントウェルペンの商業の繁栄の最も重要な基礎になった。⁽³⁾

一四八二年以来、ブリュッヘをはじめフランドルの諸都市では市民の間の血なまぐさい争いが続いて、外来商人の取引を阻害していたが、八八年にはハプスブルク家のローマ王マクシミリアン（後の皇帝）が市民に捕えられる事件が起こった。この時、王は釈放されるとすぐにアントウェルペンへ赴いて、王を迎えたこの町に新たな特権を与えた。こうして始まったハプスブルク家との政治的に良好な関係も、アントウェルペンの繁栄に追い風として働いたといわれている⁽⁴⁾。

イギリス毛織物の取引、ハプスブルク家との良好な関係と並んで、もう一つ、大航海時代の開幕もアントウェルペンを、リスボンやセビーリヤと同様に「大西洋上のまぎれもない首都」（ブローデル）に押しあげた。周知のように、一五世紀末にヴァスコ・ダ・ガマの東インド大航海（一四九七―一九九年）が成功すると、ポルトガルは大量の香辛料を獲得したが、一六世紀にはこのポルトガルの香辛料の取引がアントウェルペンの商業をいっそう繁栄させた。ポルトガルは一四九九年にアントウェルペンに商館を開設し、一五〇三年に既存のギニア・ミナ庁（Casa da Guiné e Mina）と並んでリスボンにインド庁（Casa da India）を新設して——ただし総裁（Feitor）は兼任——、一五〇五年に香辛料の収蔵と売却をインド庁に限定し、外国人商人が東インド貿易に参加することを禁止した。インド庁の香辛料は商人に売却を請負わせて、主としてアントウェルペンの市場で取引されたが、クレモナ（北イタリアの都市）出身のアファイタデイ家は、リスボンとアントウェルペンを本拠に、フィレンツェ人のマルキオーネやジラルディと組んで香辛料の取引で活躍した⁽⁵⁾。

ヴァスコ・ダ・ガマの東インド大航海の成功は、ポルトガル王室が一五世紀に進めてきたアフリカ西海岸の探検と交易の延長ともいえるが、西アフリカや東インドとの交易品としては、銀と並んで、銅と真鍮の製品が特に重要であった。ポルトガル王室は銅・真鍮製品を主としてアントウェルペンで買付けていたから、西アフリカや東インド向

けの金物類の取引もアントウェルペンの商業の重要な分野になった。金物工業の盛んなアーヘンやニユルンベルクとアントウェルペンとの間の早くからの結びつきも、このことを示している。⁽⁶⁾

こうして、一六世紀にはイギリスの毛織物、ポルトガルの香辛料、ドイツの鉱産物と金物類の取引がアントウェルペンの商業的繁栄を支える三本の柱になった。そして、早くからこの町を訪れていたイギリスやハンザの商人に加えて、南ドイツ、ポルトガル、スペイン、フィレンツェ、ジェノヴァなどの商人が続々とアントウェルペンへ進出してきた。ヴェネツィアの外交官はすでに一五二五年に述べている。——アントウェルペンの地元の人々は自分の計算で取引をすることは比較的少なく、補助の仕事をしていることが多い。彼らは外国人の取引に対して、仲買人^{マクラ}として、倉庫や住宅の賃貸人として、のちにはまた銀行家や委託販売商として奉仕している。だが、実際の大規模な取引は、ブリュッヘと同様にアントウェルペンでは、いまでも主として外国人の手中にある、と。ブリュッヘやアントウェルペンが受動型の商業都市といわれるのはそのため⁽⁷⁾で、これがアントウェルペンの商業に国際的な、あるいは無国籍^{コスモポリタン}な性格を刻印していたのである。

(1) 中沢勝三『アントウェルペン国際商業の世界』(同文館、一九九三年)は、一六世紀アントウェルペン社会経済史に関する「わが国では初めて」の著書で、巻末に五七点の文献案内が載っている。ただし、この本は、石坂昭雄氏が書評(『社会経済史学』六〇—三)で指摘したように、「スペインなどの君主や諸侯への貸し付けなど」「アントウェルペンの金融市場としての役割」を扱っていない。本稿は、この点を明らかにしようとした試論である。

(2) R.Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger*, 1963 (復刻版), Bd. 2, S. 3.

(3) 船山栄一「イギリス貿易の展開」(大塚久雄編著『西洋経済史』筑摩書房、一九七七年、第三章)

(4) 中沢、前掲書、六一頁以下。

(5) H. Kellenbenz, *Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560*, 1990, Bd. 1, S. 43.

(6) J. Strieder, Zur Einführung, in: Ders. (hrsg.), Aus Antwerpener Notariatsarchiven, 1962.

(7) ヨーゼフ・クーリッschell、増田四郎監修、伊藤栄、諸田實訳『ヨーロッパ中世経済史』(東洋経済新報社、一九七四年) 二五二頁、同、松田智雄監修、諸田實、松尾展成、柳沢治、渡辺尚、小笠原茂訳『ヨーロッパ近世経済史』I (東洋経済新報社、一九八六年) 三三四、三三五頁。

2 ブリュッヘに代ってヨーロッパの遠隔地間商業の中心地となったアントウェルペンの商業は、一面ではブリュッヘのそれを継承していたが、他面では、さまざまな点でブリュッヘとの違いが指摘されている。

第一に、アントウェルペンで取引をする外国人商人の間では、「同郷の商人団体」という排他的団体を結成して、その長老(領事)の下に結束して利得の機会を独占するという、中世の商慣行が崩れていた。ブリュッヘで活躍していたヴェネツィアやフィレンツェやドイツ・ハンザの商人と較べて、アントウェルペンで活躍した外国人商人は、一方では国家(王室)の利害を代表していたが、他方では、郷国の利害に反して自由奔放に営利活動を行う無国籍な商人も現われていた。外国人商人の中には、アントウェルペンに永く定住し、地所と市民権を取得し、地元の女性と結婚し、同郷の商人団体の領事の命令に服さず、税金を支払わず、指定市場強制にも服さないという、中世の商慣行に反する新しいタイプの商人が現われていた。事実、一六世紀にアントウェルペンでは、このようにいわば無国籍な外国人が商人や商社会社の代理商として活躍し、また、王室の国庫代理人(財務官)に任命されて活躍していたのであった。国家(王室)の利害を代表する無国籍な商人の活躍がアントウェルペンの商業に見られる新しい現象であった。⁽¹⁾

第二に、このような新しいタイプの商人の活躍を許容し、促進したアントウェルペンの自由な——ブリュッヘよりいっそう自由な——商慣行が注目される。この点については『国籍と言語のいかんを問わず、あらゆる商人の利用の

ために』という、あのアントウェルペンの取引所（一五三一年）の銘文が有名であるが、フェリペ二世が即位して早々宣言、保険仲買人の任命を提案した時、外国人商人たちはこの提案に断固反対して、「商人に認められた自由こそがこの町の繁栄の原因であるという点については、何人もこれを否定できないでありましょう」と主張したのであった。⁽²⁾

こうしたアントウェルペンの自由な商慣行は、たとえば次の点に表われている。(一)、仲買業 (Maklergewerbe) はブリュッヘでは一組合 (Maklerzunft) がこれを独占していたが、アントウェルペンでは自由であった。(二)、ブリュッヘでは宣誓両替商 (Beidigter Wechsel, sworn moneychanger) のみが両替・為替銀行業を開設することができたが、アントウェルペンでは一三〇六年の特許状以来すべての市民に許可されていた。最盛期のアントウェルペンでは貨幣、貴金属、手形の取引は事実上無制限であった。(三)、ブリュッヘでは外国人相手の旅館業者 (Hosteller) は当局の厳重な規制を受けていたが、アントウェルペンではこの点も自由であった。要するに、外国人商人自身や彼らの組合が規制を加えることはあっても、ブラバントの領主もアントウェルペン市当局も、来訪する外国人の取引に可能なかぎり自由を提供していたのである。⁽³⁾

ところで、アントウェルペンに横溢する商業の自由がもたらした重要な結果は、大市の意味が変わったことである。一四世紀以来アントウェルペンで春秋二回の大市が開かれていたことは前述したが、この大市の主役は断然、この時期に合わせて毛織物を持ちこんだイギリス人であった。一六世紀にはさらに二回の大市（クリスマスリヒトメスの頃開かれる寒の大市 (Kaltenmarkt) と、最初は二月二日の聖蠟節リヒトメスに開かれていた復活祭の大市）が加わった。しかし、アントウェルペンで取引される商品がイギリスの毛織物だけでなく、ポルトガルの香辛料やドイツの金物類やバルヘントなどその種類をまし、外国人商人がブリュッヘからアントウェルペンへ移ってくるにつれて、アントウェルペンでは大市の期間以外の時にも取引が行われるようになった。大市の開催期間中だけ外国人に取引の自由を保証した中世の商慣行がこ

の点でも崩れて、アントウェルペンでは一年中取引の自由があった。また、商品の取引量が増加するにつれて、もちこんだ現品の取引という大市の慣行が崩れて見本取引が始まっていたことも注目される。要するに、アントウェルペンは大市の開催地 (Messplatz) から取引所の所在地 (Börsenplatz) へ変っていたのである⁽⁴⁾。

「取引所」 ("bourse") という名称がブリュッヘで始まったことはよく知られているが、ブリュッヘの取引所はイタリア人の集合する場所で、イタリア人以外の商人は特別の場所に集まっていた。また、ブリュッヘの取引所は主として貨幣と手形の取引のみを行い、商品の取引は大ホール (たとえば有名な毛織物^{ベルトリ}会館) で、もしくは市民の家や商品を保管している倉庫内で行われていた。これに対してアントウェルペンの取引所は、この町が繁栄に向かった一五世紀後半、恐らく一四六〇年に、広場に隣接してイギリス人通り (羊毛通り) —— ここにはイギリス人の保税倉庫があり、港にも公設秤量所にも両替商の店にも近い—— に、市参事会によって商取引を促進する明確な目的で建てられたものである。さらに重要なことは、アントウェルペンの取引所は、ブリュッヘのそれと違って、イタリア人だけが集まる場所ではなく、アントウェルペンで取引するすべての商人に、所属する同郷^{ナット}の商人団体のいかに関わりなく、それぞれるか商人団体に所属しない者に対しても開放されていたことである。この点でアントウェルペンの取引所は同郷^{ナット}の商人団体の枠をこえた、その意味で国際的な性格をもった最初の取引所であった⁽⁵⁾。同時代の詩人ロジェール (Daniel Rogiers) はアントウェルペンの取引所についてこう記している⁽⁶⁾。『そこでは世界中の言語の錯綜した響きが聞こえる。そこに集まる雑踏する人々の誰もかれもが精一杯着飾っている。要するに、アントウェルペンの取引所は広い世界のあらゆる部分が集約されている一つの小世界のようだ。』

(1) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 5f. ファン・デル・ウェーは、南欧の古い商業都市では商人仲間は閉鎖的で親密であったが、

北欧の新興の商業都市ではそれとは違って、見ず知らずの、頼みにならない新参者でも取引に参入して上昇することができた。アントウェルペンはこうした一六世紀の北欧の新興の商業都市のシンボルであった、と述べている。Herman van der Wee, op. cit. p. 325.

(2) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 7f.

(3) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 8. ブリュッヘの仲買業と旅館業については、仲買人に与えられた特許状(一二四〇年、一二九三年、一三〇三年)と仲買人組合の条例(一三三三年、一三四〇年)を分析した R. Ehrenberg, Makler, Hosteliers und Börse in Brügge vom 13. bis zum 16. Jahrhundert, in: Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht, Bd. 30, 1885, がくわしい。

(4) 一四八四年にブリュッヘのハンザ商館は苦情を述べている。アントウェルペンではブラバントの人々によって一年中、市以外の場所で、あらゆる財貨と開かれた店舗を備えた新しい市場が開かれている、と。二年後には、アントウェルペンの人々はイギリス人といっしょに新しい市を始める、いまではますます従来の「大市の」期間以外に取引を行おうとしている、といわれている。大市から取引所への発展というこの変化は、最初は異常なことで映ったが、まもなくこれに慣れた。L. ギチャルディーンは『実際、アントウェルペンは間断なく続く大市だ』と述べている。R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, Bd. 2, S. 9, 111.

(5) ブリュッヘの取引所については、R. Ehrenberg, Makler, Hosteliers und Börse in Brügge usw. を参照。アントウェルペンでは、一六世紀にイギリス人が特別の取引所を作ったようで、このことが、アントウェルペンの取引が同郷の商人団体でなく、取引の種類別に行われる誘因になった、とギチャルディーンは述べている。彼はいう。『商人は朝夕決まった時間にイギリス人の取引所へ行く。彼らはそこで各国の言葉をあやつる大勢の仲買人の助けを借りて主として各種の商品を売買する。それから彼らは新しい取引所へ行って、同じようにして特に手形と貸付(Wechseln und Gelddarlehen (depositi))の取引をする。』R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, Bd. 2, S. 11f.

(9) R. Ehrenberg, a. a. O., S. 12.

3 商品取引が大市の期間以外にも行われるようになるにつれて、アントウェルペンの四回の大市は、イギリスの毛織物の取引を除けば、「商業の大市」としての本来の役割を失いに近い、もっぱら支払決済の期間として利用され

るようになった。鑄貨の不足やその両替と輸送の困難などのために支払と手形取引は大手の支払期間に集中し、「大手の支払」(Messzahlung)の重要性は増していたのである。大手の支払期間は一〇月三二日、一月三二日、五月一日、八月一日に始まり、一〇日間ずつ続いたから、支払期限は寒の大手は二月一〇日、復活祭の大手は五月一〇日、聖霊降臨祭の大手は八月一〇日、パマスの大手は十一月一〇日であった。⁽¹⁾アントウェルペンでは、商品の支払は通常引渡し一か月後に行われたので、大手の支払は主として商人間の、あるいは公権力との手形や貸付といった金融取引の決済期限になった。⁽²⁾そして、こうした大手の性格の変化に拍車をかけたのは商品取引における投機の盛行であった。

中世の賭け (gambling) と結びつく投機は、収穫前の穀物や精製前の塩や漁獲前の鯡などの取引として始まったが、一六世紀にアントウェルペンで盛んに投機の対象になった商品は、ポルトガル (リスボン) から運ばれてきた東洋の香辛料、とりわけ胡椒であった。ポルトガルの東インド貿易は王室独占事業であったが、これを維持することは小国ポルトガルの財力を越えていたのである。新しい船隊の艦装その他に貨幣を必要とした国王は、しばしば、東インド船隊が運んできた積荷の胡椒の販売を商人団コンソルテイラムに請負わせて、多額の前貸金を獲得していた。⁽³⁾東インド船隊が無事に帰還する確率は平均五〇%程度ともいわれているから、運ばれてくる胡椒の量はそのたびごとに大きく変動したし、また、商人団は国王から要求される請負額に上乘せして利益をあげねばならなかったから、その結果、アントウェルペンにおける胡椒の価格は、「取引所の景気のパロメーター」といわれるように、上がったたり下がったり異常に変動した。成功すれば大きな利益をあげるが危険も大きいという、投機にはうってつけの商品であった。

ニュルンベルク人のクルツ (Christof Kurz) は一五四三年から四四年にかけて、アントウェルペンからトゥーヒャー会社へ送った報告の中でこうした投機の盛行ぶりを伝え、自分の考案した価格の予測法を吹聴している。⁽⁴⁾——当時アントウェルペンでは占星術を使った「予測」が流行していたが、彼は商品価格の動きを確実に予測できる占星術のシ

システムを考案した。「香辛料〔の取引〕には十分な慎重さが必要」だが、彼が考案したシステムを使えば、胡椒、生姜しょうが、サフランの価格の上下をつねに一四日前に知らせることができるといふのである。ドイツ、ヴェネツィア、リヨン宛ての為替の変動が毎日いかに大きいか、八日、一〇日、一四日、二〇日間で一、二、三、四、五%も、それ以上も儲かる取引が、毎日、取引所で大量に行われている。彼の経験では八日ごとに取引所に貨幣の不足 (Strelizza) と過剰 (Largizza) が認められるが、それどころか毎日、午前と午後でも変っている。クルツの星占い (予測) は香辛料の値動きから、しだいに教皇権やニュルンベルク市やスペインのフェリペ王太子 (のちのフェリペ二世) の将来といった政治の問題に移っていく。

これより前の一五三〇年にはパリの一四人の法律家が、アントウェルペン在住のスペイン人商人からの報告にもとづいて、流行の兆しをみせていた投機的取引が教会法上許されるかどうかについて鑑定書を作成している。この鑑定書は、アントウェルペンの富裕な商人の多くが、確実な利益が十分に期待できるのでなければ、もはや商品取引を行っていないと述べ、その理由として次の三点をあげている。(一)、商品を海外へ送ったり、海外から商品を買付けて保管し、買手の信用をくわしく調べて転売することは、特に商品取引に携わる優良商店の数が減っているから、余りにわずらわしい。(二)、商品取引は商人には危険が余りに大きい。彼らは資本を失ったり、その回収に時間がかかることを怖れている。(三)、商品取引は貨幣取引や手形取引ツェクセルのように大きな、確実な利益を商人に提供しない。それで彼らはますます貨幣取引や手形取引をするようになったのである。⁽⁵⁾

イギリスの毛織物その他の商品取引によって繁栄に向ったアントウェルペンの商業は、胡椒をはじめ「東洋の物産」の取引が投機の盛行を招くにおよんでしだいにその性格を変え、一六世紀第二四半期には貨幣取引と手形取引へ重点を移そうとしていた。⁽⁶⁾ この動きは、後に述べるように、一五四〇年代に王室の借入れ (公信用) が増加するにつれて一

段と加速するが、それを述べる前にここで、一六世紀にアントウェルペンと並んでもう一つの「世界市場」といわれる、リヨンの商業と金融業の繁栄に目を向けることにしよう。

(1) ベルヘン・オブ・ゾームで開かれていた二回の大市の支払だけがアントウェルペンで行われるようになったこともこれを示している。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 13. 主として南欧の貨幣経済を対象にしているが、「商業の大市から金融の大市へ」というファン・デル・ウエーのシエーマを参照。南欧のカステイリヤ（ヴィリヤロン、リオセコ、メディナ・デル・カンポ）の大市は、アントウェルペンの大市と連動して開かれていた。H. van der Wee, op. cit., p. 315f. 飯田敏彦「メディナ・デル・カンポの大市の盛衰」『スペイン史研究』第一〇号、一九九六年

(2) 「アントウェルペンの巨額の資本取引のほとんどは四回の大市で清算されていた。しかもこの清算は〔後述する〕リヨンにおけるように相殺 (Scontring) によってではなく、一人の手から他人の手への譲渡 (Überweisung) によって行われた。この譲渡という手続きは支払決済のまだ不完全な方法で、多くの訴訟をひきおこした。」R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 13. ファン・デル・ウエーによれば、為替手形 (bill of exchange) は北欧では、一五五〇年までは外国貿易の支配的な支払手段ではなく、また、南欧のマーチャントバンカーが中世後期以来行っていたような、商業都市間や大市間の為替レートにもとづくさやとり (arbitrage) も盛んではなかった。支払の繰延 (extension) にもとづく借用証書 (letter of bill obligatory) が中世後期以来、北欧の外国貿易において特徴的、支配的な保証であった。H. van der Wee, op. cit., p. 324.

(3) ポルトガルの胡椒の請負い販売で活躍したアファイタデイは一五五二年に胡椒販売の商人団を作って、リスボンから一万〇二七^{ポンド}を輸入した。リスボンとアントウェルペンの間の商品取引では明ばんや銅の販売や買付も商人団に請負わせたことがあった。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 14, Anm., 15.

(4) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 15f. なお、高階秀爾『ルネッサンス夜話』7、占星術（平凡社、一九七九年）を参照。

(5) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 18.

(6) 一五三二年に開業した有名なアントウェルペンの新しい取引所では、最初は商品取引と金融取引の両方が行われていたが、しだいに貨幣・金融取引所へ発展した。商品取引は「イギリス人の取引所」(English Exchange)——貨幣取引所の一時間前に開かれた——で行われた。アントウェルペンでは投機業者たちが、カステイリヤやリヨンの大市における為替レートが上がる

か下がるかについて賭けをしていた。アントウェルペンで海上保険が発達したのも投機と結びついていて、こうした投機的な雰囲気のためにアントウェルペン取引所は不安定だという評判が広がっていた。帝国の勅令も一五三〇年代、四〇年代からアントウェルペン取引所の金融活動を規制しようと試みている。H. van der Wee, op. cit., p. 331.

(二) リヨン

1 フランス東部のシャンパーニュ伯爵領では、一二世紀頃から四つの町（プロヴァン、トロワ、ラニー、バール）でつぎつぎに年六回大市（いわゆる「シャンパーニュの大市」）が開かれていた。フランドル産の毛織物とイタリアの海港に集まる「東方の物産」がこの大市で交換されたことに象徴されるように、シャンパーニュの大市は地方的な大市の域をこえて、ヨーロッパの遠隔地間商業の中心的な結節点として繁栄していた。⁽¹⁾

一四世紀前半にシャンパーニュの大市が衰退した時⁽²⁾、この大市を継承してイタリアと大陸ヨーロッパとの商業の新たな結節点となったのがレマン湖畔の都市ジュネーブであった。すでに、シャンパーニュの大市が衰退の兆しをみせた一三世紀末に、ジュネーブを訪れるイタリア人商人に対して安全を保証する護送状が出されていることも、この間の事情をよく表している。一五世紀にヨーロッパでは遠隔地間商業の復活と大市の繁栄が互いに結びついて進んだといわれているが、ジュネーブで年四回開かれた大市も、こうした大市商業の復活の流れにのって繁栄に向かった。この大市はイタリアの商業にとって大陸ヨーロッパへの西の出入口に当り、イタリアをはじめカタロニア、スイス、ブルゴーニュ、ラインランド、イギリス、フランス、南ドイツを結ぶ商業と金融業（国際的手形交換）の中心になった。特にフィレンツェ人の貨幣・貴金属取引にとっては重要な市場で、純金一八トロワ・オンスの重さの金マルク（六四ないし六六エキユ）という計算貨幣が用いられていた。一五世紀前半にはメディチ銀行もジュネーブ店を開設したが、

同店の勘定からは為替レート(3)のさやとりを目的とする為替手形の取引が行われていたことが明らかだという。

一方、シャンパーニュの大都市が衰退してから、王国内に遠隔地間商業の中心を失ったフランス国王にとって、隣接するジュネーブの大都市の繁栄は食指を伸ばしなくなる格好の標的であった。ジュネーブの大都市は一五世紀半ば頃最盛期を迎えたが、丁度その頃から、この大都市をジュネーブからフランス領内のリヨンへ移そうという試みがフランス国王によって繰り返され行われていた(4)。

一四二〇年にシャルル王太子(のちのシャルル七世、在位一四二二—一四六一年)はリヨンを年二回の大都市開催権を付与し、一四四四年にはシャルル七世が年三回、各回二〇日ずつの大都市の開催を認可した。フランス国王の試みはその後も続き、ルイ十一世(在位一四六二—一四八三年)は一四六二年一〇月二〇日の勅令において、すべての商人にジュネーブの大都市を訪れることを禁止し、ジュネーブの大都市の保護者であるサヴォイ公にも同様の禁令を出させることに成功した。翌六三年リヨンを年四回——一月の公現祭の大都市、四月の復活祭の大都市、八月の聖マリア被昇天祭の大都市、一月の万聖節の大都市——の大都市の開催が認められ、この時からリヨンの大都市は急速に繁栄に向かうことになる。その意味で、一四六三年はリヨンの大都市が「真の意味で誕生した年」(エーレンベルク)といえるのであり、また、このような誕生の経緯からみて、リヨンの大都市は、アントウェルペンの大都市と較べて、フランス国王の綿密な計画によって生まれた政治的産物という性格がはるかに強い(5)。

その後も歴代のフランス国王はリヨンの大都市の興隆に全力を注いだ。この間、一四八四年に大都市開催の特権はブルジュとトロワに移されたが、九四年にリヨンの大都市が再開されて繁栄に向かった。フランスで最初の商事裁判権はリヨンの大都市に与えられた、とエーレンベルクが述べている。一五三八年にフランソワ一世(在位一五二五—一四七七年)は、リヨンの女性と結婚したのでもなく、リヨンに土地を持っているのでもない外国人——特にフィレンツェ人と

ルッカ人——にまで免税の特典を与えている。次のアンリ二世（在位一五四七—一五九九年）は『リヨンの大市で結ばれる多額の貨幣取引から国王が毎日獲得する利益のために』一五五〇年に大市の特権を拡大した。

(1) フランドル製の毛織物は一二世紀にシャンパーニュの大市で売られていたが、一三世紀にはこの大市へ毛織物を運ぶ「一七都市のハンザ」がフランドルで結成された。フランドルの織物の町のうち、イープルはシャンパーニュの大市が開かれる四つの町に、ドウエーはトロワに、アラスはバールに商館を開設していた。一方、ジュノヴァからは毎年六組の隊商が東方の産品を携えてこの大市を訪れ、毛織物を買付けていた。クーリッシュェル、前掲邦訳、三六九頁以下、四四七頁以下。

(2) たとえば、史料が残存するシャンパーニュの五つの大市の関税目録によると、収入は一二九六年の八三八〇リーブルから一三四〇—一四一年の一一五二リーブルに減少している。クーリッシュェル、前掲邦訳、二七二頁。

(3) H. van der Wee, op. cit., p. 315f.; R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 283 f., Bd. 2, S. 69 f.; クーリッシュェル、前掲邦訳、三九二頁。ファン・デル・ウェーは一五、一六世紀の南欧の貨幣・信用経済における技術的進歩として、(一)、手形交換組合銀行システム (Clearing Bank System) の整備と、(二)、国際的に重要な金融の大市 (financial fairs) の発達をあげている。ジュネーブ、リヨン、(ブザンソンとピアチェンツァ)、メディナ・デル・カンポ、ジュノヴァの大市は代表的な金融の大市であった。南ドイツの商人の中では、「大ラーフェンスブルク会社」や「ヴェルザー・フォエーリン会社」がジュネーブに店を開いていた。

(4) リヨンの大市の成立と発達については、エーレンベルクやファン・デル・ウェーの研究のほか、その背景を知るうえで、宮下志朗『本の都市リヨン』（晶文社、一九八九年）が興味深い。

(5) 年四回の大市はそれぞれ一五日間続いたが、エーレンベルクによると、南ドイツ人とスイス人はさらに一〇—一五日間取引を続けることができたという。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 74. ファン・デル・ウェーによると、約二週間の商業の大市、それに続いて約一週間の支払の大市が行われていたが、後者がしだいに独立して「両替（為替手形）の大市」(foires de change)へ発展した。彼は、リヨンの大市の繁栄の原因として、(一)、大西洋世界と地中海世界の間の商業が復活したこと、(二)、ヴァロア家（フランス王家）のイタリア征服の野心、(三)、一六世紀前半にトスカナ（フィレンツェ）人に代ってジュノヴァ人が進出したこと、の三点をあげている。H. van der Wee, op. cit., p. 318. 「リオンは地中海とアントワープの中間地点にあって、相変わらず世界の富のまぎれもない首都であった。」ブローデル、浜名優美訳『地中海』Ⅱ（藤原書店、一九九二年）二五五頁

2 フランス王室の積極的な育成策の結果、リヨンの大市はフランスとイタリアや南ドイツとの間の商業の中心地になったが、ここではアントウェルペンに較べて早くから貨幣と為替手形の取引が盛んに行われていた。そもそも、ルイ一世がジュネーブの大市をフランス領内のリヨンへ移すことに固執したのもこの点に関連している。ジュネーブの大市では、フィレンツェ人の両替商が各国の鑄貨を両替する際に良質の鑄貨を選別して溶解し、これを純度の低いものに鑄造して大きな利益をあげていた。つまり、この操作を通してフランスの良貨が国外へ持ち出されて悪貨に変えられていたのである。また、貨幣が大量に動くのは大市の期間だけであったから、国王が緊急に貨幣を調達しなければならぬ場合を考えると、それに備えて王国領内に繁栄した大市をもつことがどうしても必要であった。

大市がリヨンへ移ってまもない一四七〇年に、ジュネーブ市は次の点を強調してサヴォイ公に大市再開への支持を要請している。一〇万グルデンか二〇万グルデンが必要な場合に、ジュネーブで大市が開かれてさえいれば三日か四日で調達することができるのに、いまでは大変な苦勞と危険を冒してリヨンへ行かねばならない。大市がふたたびジュネーブへ移されれば、貨幣は四方八方から流れこむであろうが、大市が別の場所で開かれれば貨幣はそちらへ引寄せられ、何がしかの通過関税以外領内には何も留まらないであろう、と。それから一四年たつて一四八四年にリヨンの大市が一時的にブルジュへ移された時に、今度はリヨン市が同じ理由をあげて国王に大市の再開を願い出ている。リヨンの大市が再開されれば、国王が多額の貨幣を必要とする時にリヨンの大市で容易に調達できるであろう、と。⁽¹⁾

バロア家、ハプスブルク家、ローマ教皇庁の三大勢力の間にスイス盟約団、イタリアの諸国家も加わって、外交や戦争を繰り広げていた南欧の国際政治（マキャヴェリ！）の中で、「金の卵を生むめんどり」のようなリヨンの大市は、

エーレンベルクが言うように、イタリア征服の野心を持っていたフランス王室にとって「財政的兵器廠」であり、イタリア遠征のための募兵と兵担の基地であった。フランス王室はスイス人傭兵の力を借りずには戦争を遂行できなかったが、そのスイス人傭兵に対する年金はリヨンの大市で支払われていたといわれている。⁽²⁾

リヨンの大市の支払期間には、他の場所では禁止されていた「戻し為替」(高利の偽装形態)や利子取得も含めて、為替取引の無制限の自由が認められていた。⁽³⁾ リヨンの大市の貨幣取引について、一五二八年にヴェネツィアの外交官は報告している。⁽⁴⁾ 『リヨンで開かれる四回の大市では、あらゆる方面からの数えきれないほどの大量の支払が行われている。リヨンの大市はイタリア全土、スペインの大部分およびネーデルラントとの貨幣取引の基礎になっている。商人にとってリヨンの大市が役に立つのはこの点にある。』フランス国王が狙ったのも、リヨンの大市へ流れこむ貨幣であった。

このようなリヨンの大市の重要性は相手側にもよく分かっていた。フランス王室と対立関係にあるドイツ皇帝のローマ駐在大使は、教皇に就任したばかりのハドリアヌス六世(在位一五二二—一五三三年。皇帝カール五世の幼年時代の傳育官)に請願している。⁽⁵⁾ 『皇帝の申されるには、リヨンの大市を昔のようにジュネーブに戻すことは、ユリウス教皇(二世、在位一五〇三—一五三三年)によって、また最近ではレオ教皇(二〇世、在位一五二二—一五三二年)によって承認されており、これについてはメデイチ枢機卿(のちの教皇クレメンス七世、在位一五三三—一五三四年)は十分にご存じです。この約束が実行されれば、教皇にとっても皇帝にとってもきわめて有利であります。というのは、大抵の商人は教会と皇帝の臣下でありますから、「大市をジュネーブに戻して」商人の取引をふたたび自由にすれば、リヨンの商業を失うことでフランス国王の力は弱められるであります。』

(一) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 71.

(2) この点で、リヨンにおけるフィレンツェ人銀行家の活躍と、彼らのフランス王室との密接な関係が注目される。フィレンツェ人の商人、銀行家としての活動領域はレヴァント(東地中海地域)、イタリア、フランス、ネーデルラント、イギリスであったが、しだいにフランスに集中した。一四七〇年頃には、メデイチ銀行の二店をはじめ、パッチ家、カッポニマネリ商会、コルシニ、ファルコニエリ商会、ギーニ、ポルティナリ商会などがリヨンに出店し、領事と独自の教会をもっていた。フィレンツェで政変が起こるたびに(一四六六、七八、九四、一五二二、二七、三〇年)、敗れた少数派の商人や銀行家がリヨンへ移ったことや、メデイチ家からフランス王室への輿入れが二度あったことも、フィレンツェ人とリヨン(フランス王室)との関係強化の原因になった。彼らは「フランス系トスカーナ人」と呼ばれていた。フランスの陸軍と海軍の司令官になったストロッチ家の二人、ルイ一三世(在位一六一〇—一四三年)の最初の有力な大臣になったリュイネ公(フィレンツェのアルベルティ家の子孫)、マリア・メデイチの寵臣であったダンクレ(コンシニ)元帥、シャルル九世(在位一五六〇—一七四年)とアンリ三世(在位一五七四—一八九年)の侍従長で元帥であったレッツ公とその弟のゴンディ枢機卿など、フランスの国政に参与したフィレンツェ出身者も多い。くわしくは、R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. I, S. 271ff. ファン・デル・ウーエは、一六世紀前半にトスカーナ人に代ってジェノヴァ人がリヨンの商業と金融業を支配したと述べている。H. van der Wee, op. cit., p. 318.

(3) ただし、イギリスは「永久の敵」として除外され、また、ローマ教皇庁との間の手形取引は、貨幣の流出を懸念する議会の反対もあって、一四三八年の勅令によって禁止されていた。ルイ一一世は一四六一年にこの勅令を廃止しようとしたが成らなかった。また、リヨンの大市の繁栄はフランス国内でもパリやブルジュの反感をかっていたようである。一四八四年にリヨンの大市がブルジュへ移されたのも、献金を断わったりリヨンの態度に国王が腹を立て、また、リヨンの大市を通して良質の鑄貨が国外へ流出していると議会在苦情を申し立てたためと言われている。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 72.

(4) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 73.

(5) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 73f. ドイツ皇帝カール五世がリヨンの大市の崩壊とジェノヴァ人の手形の大市の設立に尽力したのはこのためである。その意味で、一五七九年のピアツェンツァ(パルマ公領)の大市の成立は、「リヨンとの断絶」「ジェノヴァ人の勝利」「ジェノヴァ人のシステムの完成」といわれている。H. van Wee, op. cit., p. 319—322.

3 とところで、「両替の大市」として発展したりリヨンの大市の支払期間においては、これまでの大市と較べて一段と

洗練されたやり方で為替手形の取引が行われていた。その特色は、(一)、各種の為替の公定平均相場すなわち「コント」(Conto, computum)の決定と、(二)、当事者間の振替(virement des partie)による支払の「相殺」(Scontrierung)の一点にあった。これは次のような手続きをとって行われていたようである⁽¹⁾。

大市の支払期間が始まると、最初の二日間商人はフィレンツェの領事館(Loggia)の前に集まる。商人は各自大市の入金と支払を記入した帳面(Carnet、「取引日誌」Scartafaccio)を互いに対照して、支払義務のある者は債務を示す記号をつけた。のちには自分の名前を記した。これで手形は引受けられたが、認められない項目にはS・P・(Sous protest)と書かれた。この記録は商人の間で法的効力をもっていた。

リヨンの大市の固有の制度といわれる各種の為替の公定平均相場、すなわち「コント」が決定されるのは三日日の集会(Jour des changes)においてである。両替商(手形仲買人)が車座に集まり、フィレンツェ人の商人団体の領事が、まず、次の大市の支払の日取りと外国の都市・大市との間の手形の支払日時を告げる。これが承認されたのち、フィレンツェ、ジェノヴァ、ルッカの商人団体^(ナットイオン)に対して、現在の大都市期間中に結ばれた契約(手形取引)に適用しようと思ふ為替レートについて順番に尋ね、その答えの平均がフィレンツェの領事によって告げられ、これが公定の為替相場として相場表に記入されて公表される⁽²⁾。これですべての商人の借方、貸方は同一の計算単位で表わされることになる。外国為替のレートに続いて王国内の主要都市宛ての、つまり内国為替のレートが公示され、最後に「寄託」(dépôt)つまり次の大市の支払までの利子付きの貸借、の利子率が決定された⁽³⁾。

大市の最後は支払で、これは次のように行われた。すべての商人の「取引日誌」を比較対照して「相殺」の手続きがとられた。この手続きは二人の代表者に委託されて行われた。借り手と貸し手の間の相殺ばかりでなく、借り手に対して支払義務のある第三者が貸し手の勘定に支払うというように、三者間で相殺が行われた場合もあった。相殺さ

れた差額 (Saldi) だけが現金で清算され、現金が足りない場合には寄託の利率で銀行家から借りた。前述のように、リヨンの大市では支払の計算に計算単位が用いられていたが、実際の支払は特定の本位通貨で行われた。リヨンの繁栄期が過ぎてのち一五七三年に、ニコライは次のように述べている。『リヨンでは、どんなに窮乏しているといっても、大市のたびごとに一〇〇万の大金が取引されている。』のちに一六三八年イギリス商人ロバーツは証言している。『(相殺による)このやり方で、一プフェニツヒの現金も姿を見せないのに、午前中に一〇〇万クローネの金額の支払が清算されるのをこの目で見た。⁽⁴⁾』

このように、リヨンの大市で帳簿上の振替による支払の相殺が成功したのは、恐らく、リヨンに集まる為替手形の金額が全体としてきわめて多額であったからであろう。だが、本来、大市の商業と結びついて発達した大市の支払がしだいに商品取引を離れて両替(為替手形)の大市へと発展し、後述するように、一五四〇年代頃からフランス王室の借入要求が強くなった時、リヨンの大市は新たな局面を迎えることになるのである。

(1) H. van der Wee, op. cit., p. 318f.; R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 74 ff.

(2) コントの起源は必ずしも明瞭ではないが、それについて最初に報告しているのはフィレンツェ人の聖職者ブオニセグニだと、エーレンベルクは述べている。すなわち、一五七三年に出た彼の小著『両替の書』(Buoninsegni, Trattato dei cambi, 1573)は主としてリヨンとフィレンツェの間の手形取引を述べているが、後半にコントの説明が出てくるという点である。また、この小著に続いてコントについて記している他の書物では、コンテ(cont, computum)は評価(aestimatio, Schätzung)の意味に使われているという。なお、ブオニセグニは単なる商業手形ないし支払手形(Handels-od. Zahlungsverkehr, solo per commodo delle mercanzie)と投機手形ないし貸付手形(Spekulations-od. Darlehnverkehr, con oggetto di guadagno, per arte senza oggto di mercatura)を区別している。そして、元来は前者つまり商業ないし支払手形だけがあって相場の変動は小さかったのに、最近では大抵の手形は後者つまり投機ないし貸付手形になってしまい、それとともに、大商人が商人団コンセルテットを作っ

て、為替相場を恣意的に動かすようになった。こうした不当な操作とそこから生じる真実の公正価格についての紛争をなくすために、平均相場を決めるようになったのだ、と述べているという。リヨンの大手の手形取引が商品の売買から離れて、いちじるしく投機的な、いわばマネーゲームになっていたことが、この記述からも窺われる。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 75.

(3) この利子率は一六世紀後半には次の大手まで、つまり三か月当りだいたい二 $\frac{1}{2}$ % (したがって年利一〇%)程度であった。

H. van der Wee, op. cit., p. 319.

(4) zit. von R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 80f.

二 「世界市場」における金融業と南ドイツ人銀行家

(一) 高利的貨幣＝資本取引の諸形態

1 前述のようにポルトガル(東洋)の香辛料の取引(請負い販売)とともに、一六世紀第二・四半期には、アントウェルペンの商業に投機的性格が強くなり、しだいに商品取引を離れた貨幣取引が行われるようになったが、この動きは一五四〇年代に一段と加速する。そこでまず、アントウェルペンで盛んに行われるようになった新種の投機的、高利的な貨幣取引に目を向けることにしよう。

アントウェルペンとカステイリヤ(スペイン)の大手との間で為替の歩金取引プレミアムが行われていたことを示す絶好の史料がある。一五四一年にネーデルラント政府は「為替による賭けと保険の取引契約」(“Contrats de gajeures et assurances des changes”)を禁止したが、この取引について、翌一五四二年にバリャドリッドで印刷された小冊子は次のように述べている。⁽¹⁾

「最近フランドルでは身の毛のよだつような恐ろしい事が起こっている。フランドルの商人たちが互いに考えだし

た一種の恐るべき暴虐行為である。商人たちは互いに、スペインの大手の為替相場がアントウェルペンでどうなるだろうか、賭けをしている。彼らはこの相場の賭けを、ある者は女兒の誕生に賭け、別の者は男児の誕生に賭け、出産 (parto) の結果によって金を儲けるといふ以前から行われていたやり方にならって、「誕生ゲーム」 ("parturas") と呼んでいる。——カステイリヤでは商人はこのような取引を「賭け」 ("apuestas") と呼んでいる。ある者は為替相場が二% (差益であれ差損であれ) だろうと賭け、別の者は三%に賭ける、など。相場が賭けた値よりも高くなったり低くなったりするその差額を商人たちは互いに支払わねばならないのだ。この種の賭けは私には海上保険の取引と同じに思われる。それが公平に (loyal) 企てられ、実行されるのであれば、何も異論を唱える筋合いはない。しかし、この取引に際しては多くの手練手管が行われている。というのは、この種の取引は大きな資本をもった商人の間でのみ行われているからだ。すなわち、彼らはフランドルで二〇万ドゥカードとか三〇万ドゥカードとかの手形をスペイン宛てに振出すのがつねであり、同時に、この手形の振出しとあの賭けを結びつけているのだ。ある者は別の者に、二つの取引のどちらに賭けるか自由に選ばせている。しかし商人たちは、彼らもっている大きな資本の力で、また彼らの手練手管によって、どちらに転んでも利益があがるようにそれを仕組んでいるのだ。これは大罪なのだ。』

長い引用をしたが、これは為替の先物取引の端緒だといってよいであろう。このち一六世紀末から一七世紀にアムステルダムやハンブルクやルーアンで、商品の先物取引が行われていたことはよく知られているが、右に引用したヴィリヤロンの得業士の記述は、すでに一六世紀半ばにカステイリヤの大手とアントウェルペンの取引所の間で、為替の先物取引が大資本を擁する商人によって行われていたことを示している。また、リヨンの大手におけるコントについて報告している前述のブオニセグニの記述は、リヨンの大手でも商品取引を伴わない単なる投機手形ないし貸付手形の取引が盛んに行われていたことを示している。

(1) この小冊子の表題は *Provechoso tratado de cambiosy contrataciones de mercaderes*. 著者はビリャロンの得業士クリス トーバル。同様の禁止令は一五四三年、一五七〇年にも出された。当時、よく賭けの対象になったのは、人間の生死(生命保険の起源)、旅行や巡礼の無事、新生児の男女、領土や都市の征服の成否、教皇を選出する枢機卿会議の結論、などであった。Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 19f.

(2) 一五九一年にハンブルクでは六週間後の小麦の値段が賭けられ、一七世紀初めにアムステルダムとルーアンでは「条件付きの、賭けの買付け」(Kauf "op conditie, op weddinge, à condition ou gageure") が定着していたという。このほか、麻織物、魚獲される以前の鱒troutも先物取引の対象になった。予想がはずれて取引をキャンセルした場合の違約金のような "Stellegel, と云ふ言葉も使われていた。A. a. O., S. 20, Anm., 20.

2 一五、一六世紀に遠隔地間商業が発達し、支払の機会がふえると、商人の間で利子付きの貸借が必要になるが、これは教会の徴利禁止の規範に抵触した。この問題を解決する便法として、主として南欧の商人に銀行家によって利用されたのが、「戻し為替」(recambium, Ricorsa = Wechsel)、すなわち為替手形を利用した利子付きの貸借である。第一章で述べたパリの法律家の鑑定書は、アントウェルペンとスペインの大市との間で互いに手形を振出し合う戻し為替(二つの行為の戻し為替)を、もっともひんぱんに行われている為替取引だと述べている。戻し為替は元来、手形の支払が約束どおりに履行されない場合に手形の所持人がその振出人に支払を請求するために使用された取引だといわれているが、これが一六世紀には商品の売買にもなう支払から離れて、利子の取得を合法化する多額の貸付の手段として利用された。「利子付きの貸借の隠された形態」「偽装した利子付きの貸付」「高利の偽装形態」といわれている。⁽¹⁾

そのうえ戻し為替は、二つの為替取引が、フィレンツェとロンドンとかアントウェルペンとメディナ・デル・カンポとか、場所的に離れた都市の間で、時間的にも間隔をおいて結ばれるので投機的であった。このように、(一)、遠隔

の二つの都市の為替相場の違いを利用して、(二)、短期間に、否、毎日午前と午後で動く為替相場の変動を予想して、(三)、できるだけ高い利子をとることを目指した戻し為替が、一五四〇年代にはアントウェルペンと南欧の商業都市、とりわけリヨンとの間で盛んに行われるようになった。一五五〇年までイムホフ家のアントウェルペン店の支配人であったベハイム (Paul Behaim) は記している。⁽²⁾『フランクフルト・アム・マインに送金し、ヴェネツィアへ手形を振出そうとしたが、貨幣が過剰でさや取りができない。ニュルンベルクで貨幣を借り、アントウェルペンでふたたび貸付けて利益をあげるようにとの命令も、信用できる借り手が見つからないので実行できない。ヴェネツィア宛ての手形で貨幣をドゥカード当り七 $\frac{1}{4}$ グロッシェンで手に入れたら、それをアントウェルペンで四か月四% (年二%) の利子をとって運用して、ドゥカード当り七 $\frac{5}{8}$ グロッシェンを手に入れようとするだろう。そのあと今度はヴェネツィアからアントウェルペンへ手形を振り出せば、自分の貨幣を投資する必要なく、少くとも一 $\frac{1}{2}$ %か二%の利益があるだろう。』

リヨンでは戻し為替はもっぱらフィレンツェ人によって行われていた。遅くとも一五六六年以前に書かれたと思われる、フィレンツェ人商人ダヴァンザティ (Davanzati) の為替取引の記録は、一六世紀半ばをすぎた頃のリヨンの慣行をおおよそ次のように述べている。⁽³⁾

フィレンツェで貨幣を所持しているAがリヨンとの間の為替に戻し為替の取引で利益をあげようとする場合、為替相場が非常に高ければ、Aはフィレンツェで貨幣を必要としているBにたとえば六四スクーディを貸付ける。これに対してBは、リヨンの取引先の商人Dに金一マルクを支払わせることを約束する。BはC宛ての手形をAに渡し、Aはこの手形を、貸付金の取立てにできるだけ戻し為替を利用するために、D宛てに送付する。Aが送った手形は「通知状」(“Avisbrief”または“spaccio”, 英訳ではAdviceまたはSpaccio)と呼ばれていた。通知状を受取ったDは、Aの指図

どうりリヨンで（Cから代金を取立てて）Eに金一マルクを支払い、EからフィレンツェのF宛ての手形を受取る。この手形には、FがAに対してかくかくの期限内に六五 $\frac{1}{2}$ スクーディを支払う旨が明記されている。Dはこの戻し為替（手形）をAに送り、これが回収されればAは一 $\frac{1}{2}$ スクーディの利益を得る。

この場合、一連の取引の中間に入った商人（B、D、E）が破産すれば資金の回収は難しくなるので、Aは為替手形と戻し為替手形を振出す相手と引受ける相手を注意深く選ばなければならない。したがって、この取引をしたことのない者は銀行に頼むのが普通である。銀行は手間と支払保証の手数料として通常の二倍の料金をとってこの取引を代行する。その他にリヨンにおける諸費用（Platzspesen in Lyon (Consulatsgeböhr, Provision und Courtage)、『英訳では、fees in Lyons (Consular fee, charges and brokerage)』が一 $\frac{1}{2}$ %かかる。銀行の仲介を利用しない者は、リヨンにおける諸費用の一 $\frac{1}{2}$ %を差引いて、年平均八%の利子となるであろう。以上の数字はむろん平均的な数字で、為替相場の変動が大きい場合には戻し為替はきわめて投機的、高利的になることもあった。

このような戻し為替を利用した為替のさや取り売買を行っていた商人、銀行家は、しばしばコンソルテイウム商人団（シンジケート）を結成して、市場に人為的に貨幣の不足や過剰の状態を作り出すように操作していた。アントウェルペンとリヨンを股にかけて、商品取引を伴わない、いわば純粹の為替取引（マネーゲーム）を行っていたのが、あのガスパル・ドゥッチ（Gaspar Ducci）とその商人団であった。さや取り売買の盛行は、当然、アントウェルペンの為替取引全体に対する不信感を助長する。一五四三年に出納長のインピン（Jan Impyn）は健全な為替取引を擁護して次のように書いている。⁽⁴⁾『為替に関してこの国の民衆はまったく理解していない。商人を非難するが、為替が何であり、商業にいかに関立つかまったく知らない。商人は高利貸で、ユダヤ人より悪いと思っている。水がなくては船が航行できないように、為替がなくては商業ができないのだから、為替を推奨し、評価してよいというのに。』為替の悪用であるさや取り売買がそ

れだけ横行していた、ということであろう。

- (1) 《a concealed form of loan at interest》, 《a camouflaged loan at interest》, H. van der Wee, op. cit., p. 311, 320.
- (2) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 22.
- (3) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 79f. なお、本書の英訳(抄訳)は、Capital & Finance in the Age of the Renaissance, transl. by H. M. Lucas, 1963. エーレンベルクによれば、ダヴァンザティの論稿は、リヨンの貨幣取引を扱った第一部と、ジエノヴァの手形の入市を扱った第二部とから成っているが、そのうち第一部は一五六六年以前に書かれたものだという。A. a. O., S. 79, Anm., 18.
- (4) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 22f. 為替取引一般については当然これを擁護する立場をとっていたギチャルディーニも、これを蝕ばむ戻し為替の弊害を厳しく非難している。為替に戻し為替の具体例については、メディチ銀行がヴェネツィアとロンドンの間で行った為替手形の取引例(高階秀爾『ルネッサンス夜話』平凡社、一九七九年、三六―三八頁)、イタリアや南ドイツなどヨーロッパ大陸の「富豪商人」がイギリスの毛織物輸出商を相手にアントウェルペンとロンドンの間で行った為替手形の取引例(渡辺源次郎『イギリス初期重商主義研究』未来社、一九五九年、八八―八九頁、一三七―一四二頁、関口尚志「金融制度の変革」大塚・高橋・松田編著『西洋経済史講座』第四巻、岩波書店、一九六〇年、二二六―二二八頁)が明らかにされている。また、関口尚志「市場および金融の発達」(大塚久雄編著『西洋経済史』筑摩書房、一九七七年)二六七―二七〇頁を参照。

3 「利子付きの貸付を陰蔽し、これを聞こえのよい名称のいちじくの葉でおおう二つの形態」とエーレンベルクが呼んでいるように⁽¹⁾、戻し為替と並ぶもう一つの「高利の偽装形態」は「寄託」(deposito, depositum)である。寄託の起源は中世の「大市から大市までの貸付」にまで遡ることができるが、この名称が使われるようになったのは一六世紀であろう。前述のパリの法律家の鑑定書は寄託について何も述べていない。一五四三年に出版された前述のヴィリヤロンの小冊子はずっと前から行われていた「大市から大市までの手形」とだけ述べている。そのすぐあとで出た論稿

は利子つきの寄託^{デポジット}に言及して、これを一種の貸付を偽装する方法だと断定している⁽²⁾。

一五四〇年に皇帝カール五世が寄託取引の利子に課税したが、このことは寄託をいわば公認したといえる⁽³⁾。これに続いて一五四三年の帝国勅令が商人間の最高年一二%を越えない利子つき貸借を許可した⁽⁴⁾。こうして中世の高利禁止の壁に政治権力によって突破口が開かれ、寄託が盛んに行われるようになった。アントウェルペンで寄託が盛んに行われていることをギチャルディーニは次のように述べている⁽⁵⁾。「ある金額の貨幣を一定期間決められた価格と利子で、たとえば皇帝カール五世が許可し、その息子フェリペ国王が承認した年一二%の利子率で貸与することを、この事実の醜さを美しい言葉で覆いかくすために、今日、当地では寄託と呼んでいる。この利子は、もっと大きな災厄を避けるために、困難な時代に商人に認められている。——その場合に人々が適当な利子で満足するならば、このような取引は実際に有用であろう。だがしかし、人々はそれで満足しないので、寄託取引は有害で凶暴な性格をもっているのだ。』

寄託の利子率はアントウェルペンの貨幣市場の状態とともに変動する。ギチャルディーニのいう「一定期間」は通常一回の大手、つまり次の大手までの三か月間で、稀に二回、ごく稀に三回、四回の大手ということもあった。一回の大手当り二〜三%（年八〜一二%）がふつうで、これ以下の一¼%（年七%）に下回ったことはあるが、三%を越えることはなかった。支払が困難な場合には、フッガーやスヘッツのような大商人もずっと高い利子をつけて借入れて急場をしのがなければならなかった⁽⁶⁾。

取引所における商人間の寄託では手形も利用されたが、アントウェルペンでは債務（支払）証書（Schuldschein od. brief, writings obligatory）を利用する方が多かった。債務証書はすでに、譲渡^{セシオン}や裏書^{インゾ}の手続きをとらずに売却され、質入れされており、紛失した場合には公示催告のちに無効を宣告された。事実上、換金性の高い持参人払いの無記

名証券という金融商品が生まれていた。一五三七年の勅令が債務証券を手形と同じ正式の証書と認定してから、発行人の署名か商標が確認されれば法的効力をもつことになった。南ドイツの商人の商用書簡で使われていた《ditta》あるいは《Brief》という言葉は、信用力のある商店 (ditta di borsa) が発行した債務証券のことである。一六世紀半ば頃アントウェルペンでもっとも流通していた優良証書の一つは、フッガー家の支払証書 (Fuggerbriefe) であつた。⁽⁷⁾

寄託の形式をとった貸付は、アントウェルペンと同様に、リヨンでも盛んに行われていた。リヨンの大市の繁栄時には戻し為替より寄託の方が多かったといわれるが、その具体例はあまり残っていない。以下は南ドイツ人の商用書簡からの抜粋である。ニュルンベルクのトゥーヒャー商会の代理商^{フヤクトル}ピルクハイマー (Vincenz Pirkheimer) は一五三一年にリヨンから次のように書いている。

『この前の復活祭の大市が終つた時、当商会の手許にはかなりの金額の金銭^{かね}が残りました。残つた金銭の特別の用途がなかったからです。余所^{よそ}で行われているように、為替手形を買ってこれを転売しようと思つても、買うことができませんでした。次の大市までこの金銭を二〜二½%で貸す十分に良い商店 (Dittas) があります。しかし、金銭を望んでいるあまり良くない商店もあります。』そこで彼は二回の大市の間〔つまり六か月間〕この金銭をサヴォイ公の財務官に宝石を担保にとつて貸付けた。というよりもむしろ、宝石を買つた。『ただし好意的に、われわれは彼に対して指定された期間この宝石を買戻すことを許そうと思ひます。これは年一六%の利子をもたらしした。その後まもなく彼は書いています。『いまは金銭に対する需要がありません。為替^{ツェクセル}では (au change すなわち取引所では) (二か月で) 二%以上にはならない。』この状態が続いた。一五三五年には『金銭は当地では銀行で¼〜二%以上にはならない』と報告している。⁽⁸⁾

二〇年ほど後にリヨンのフランス人商人は嘆いている。⁽⁹⁾ いまではだれもかれも商品取引を放棄して、為替取引や特

に寄託取引という高利を行っている。この『寄託という新しいやり方』は少数の者だけを富ませ、これに反して多数の者を破滅させてしまう」と。

- (1) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 114.
- (2) A. a. O., S. 24.
- (3) A. a. O., S. 115.
- (4) H. van der Wee, op. cit., p. 325.
- (5) R. Ehrenberg, a. a. O., S. 24.
- (6) たとえば、一五六三年にフッガーが Juan de Curiel della Torre から借りた時や、一五七二年にスヘッツがジェノヴァ人から借りた時がそうであった。この一五六一、六二年と一五七二年にはアントウェルペンの市場で貨幣不足がかってないほどひどかったといわれている。A. a. O., S. 25.
- (7) 南ネーデルラントを中心とする北西欧の商業圏では、すでに中世後期に持参人条項のついた支払証書(約束手形)が振出されてきたが、持参人に対する保護が不十分なために広く流通しなかった。一六世紀の商業の拡張期に持参人に対する保証が進み、一七世紀初め(一六一二年四月二〇日)の近代的裏書の誕生になった、とファン・デル・ウェーは述べている。アントウェルペンのマーチャント・バンカーであるエラスムス・スヘッツは「指図」(assignment)を法文化して持参人の債権を保護するように政府に働きかけて、一五四二年一〇月三十一日の勅令の発布を実現させた。また、一六〇八年のアントウェルペンの法令集(Costuymen compilation)は、債務者が支払を他人にまかせ、支払証書(手形)が「四人、五人、それ以上」の人手に譲渡された場合、支払をまかされたすべての人が最終的支払に責任をもつ」と定めている。H. van der Wee, op. cit., p. 324-328.
- (8) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 78f. 寄託はリヨンでは《argent de change》, 《argent mis en banque》とも呼ばれ、アントウェルペンでは《Geld》, 《Geld auf Interesse》, 《Finanz》, 《Ditta di Borsa》とも呼ばれていた。ピルクハイマーの書簡は「寄託」という表現は使っていないが、寄託取引のことを書いている」と解される。
- (9) A. a. o., S. 79. 「したがって、『戻し為替と取引所の寄託という二つの取引形式は、大市手形の二つの異った種類にすぎなかった。その経済的重要性は、一六世紀の世界市場で締結され、大市の支払で実現された商人の信用取引に対して、非難をうけない

形式を提供した点に認められるのである。」A. a. o., S. 115.

(二) 南ドイツ人商人と銀行家の活躍

1 一六世紀に貨幣・資本取引が集中した二つの「世界市場」のうち、アントウェルペンではイタリアやハンザ都市の商人と並んで、ネーデルラント人、ポルトガル人、スペイン（カステイリヤ）人、イギリス人、とりわけ南ドイツ人の商人と銀行家が活躍していた。また、フランス国王の「政治的産物」といわれるリヨンでも、フィレンツェ人や地元フランス人と並んで南ドイツ人の活躍が目立っている。以下では、両市場の貨幣・資本取引において「指導的役割」（シュトリーダー）を果した南ドイツ人の事例について述べようと思う。

アントウェルペンへ進出したドイツ人商人の中ではケルンをはじめハンザ都市の商人が早かったが、一六世紀には貨幣と資本取引で南ドイツ人、特にアウクスブルクとニュルンベルクの商人が優勢になってくる。⁽¹⁾ アントウェルペンの記録に出てくる最初のアウクスブルクの商人はモイティンク (Ludwig Meuring) で、一四七九年に同市で債権を回収した記録がある。リスボンとアントウェルペンの間の胡椒取引に活躍したヘーヒシュテッター (Ambrosius Höchstetter) も早く、一四八六年にキプドルプ通りに広い地所を購入して家屋を新築し、八八年にマクシミリアン大公がブリュッヘ市民に捕らえられた時には釈放のために身代金を提供したといわれている。⁽²⁾

フッガー家がアントウェルペンで取引を始めたのは一四九〇年代で、最初はコンラート・モイティンクを代理商にしていた。フッガーは一四九四年からトゥルツォと組んでハンガリー（スロヴァキア）の銅山の採掘と精錬に乗り出すが、これ以後アントウェルペンは銅の販売市場としてフッガーにとって重要になった。アントウェルペンがポルトガルの香辛料の卸売市場になったことは前述したが、ポルトガル船がリスボンから初めてインドの胡椒をアントウェル

ペンへ運んだのは一五〇一年だといわれ⁽³⁾、その二年後には同市の商人レヒテルヘンが初めてポルトガルの商館長から胡椒を買付けて南ドイツへ送っている。フッガーはその頃からレヒテルヘンと取引を始めており、一五〇八年に彼の邸宅（「アーヘンの家」“Huis van Aken”）を買取って改造し、支店に使った⁽⁴⁾。一五一九年の皇帝選挙の際の貸付金の三分の一をスペインから回収することになったので、アントウェルペンはフッガーにとってますます重要になった。

フッガーにとってアントウェルペンは一五四〇年頃までは銅、バルヘント、香辛料などの商品取引の市場として重要であり、一五四〇年代以降は貨幣・資本市場として重要になった、といわれている⁽⁵⁾。この変化は一五二七年と四六年の決算を比較するとよくわかる。

一五二七年の決算ではアントウェルペン支店の資産は約三六万グルデン（全資産の二二%）で、その大部分は銅の在庫（二〇・五万グルデン）と三三件の債権（一三万グルデン）である。前者は用途、形状、純度、産地を表した各種の銅三・四万ツェントナーで、その評価額二〇・五万グルデンはフッガー会社の全商品在庫の評価額三十八万グルデンの半分以上（約五四%）を占めている。また、債権の中にも銅の引渡し代金の未回収分が多い。このようにフッガーはポルトガルに対して東インド貿易（西アフリカを含む）に必要な銅を供給しており、アントウェルペンはその銅の市場として重要であった。これに対して、フッガーは「大規模な金融操作のためにアントウェルペンの取引所をまだ利用していなかった」のである⁽⁶⁾。

一方、一五四六年の決算で注目されるのは次の点である⁽⁷⁾。(一)、アントウェルペン支店の資産は一五〇万グルデン（全資産の二二%）で、そのうち銅の在庫額は五〇万グルデン以上と、一五二七年に較べて二・五倍以上上ふえている。銅の市場としてのアントウェルペンの重要性は変わっていない。しかし、それと並んでバルヘントの在庫が一・二・五万グルデン含まれ、フッガーのバルヘント生産が始まったことを表している。(二)、アントウェルペンにおける債権（貸付残高）

は七九方グルデンと六倍余にふえている。しかも、その内訳をみると、銅の販売代金とみられるポルトガル国王に対する債権は僅か二・五方グルデンにすぎず、イギリス国王三五・三万グルデン、ガスパル・ドゥッチ一八・九方グルデン、総督マリア一二・六方グルデン、アントウェルペン市八・四万グルデンと、商品取引を伴わない政治的貸付（公信用）が大部分を占めている。⁽⁸⁾ (三)、これに対して債務（借入残高）は四六方グルデンで、二七年の一・七方グルデンと較べて実に三三倍にふえ、その大部分は南ドイツの商人に対する負債であった。つまり、フッガーは大きな利益を生む政治的貸付に当てるために、アントウェルペンの取引所で、有利な投資先を求める南ドイツの商人から次の大市まで（三か月）あるいは次の次の大市まで（半年）、「実際には貸付であるのに婉曲な言い回しで「寄託」と呼ばれた、あのやり方で」やすい貨幣を借入れていたのである。「フッガーはこの貨幣を使ってアントウェルペンで一二〜一三%の収益をあげ、一方、「借入れた」商人に対して三か月で $1\frac{3}{4}$ 〜 $2\frac{1}{2}$ %、半年で $4\frac{1}{2}$ 〜5%、年約9%を支払った。⁽⁹⁾」

このように、一五二七年と四六年の決算を較べてみると、フッガーが銅その他の商品取引ばかりでなく、寄託という利子つきの政治的貸付を大規模に始めていたことが明らかである。⁽¹⁰⁾

(1) ドイツ人商人がアントウェルペンへ搬入・搬出した商品の証明記録 (Certificatieboeken) によると、一五世紀八〇年代にはニュルンベルクがケルンと並んで主要な役割を演じており、それ以後、アウクスブルクとライプツィヒが重要性をましてくるという。また、同じ史料によれば、アントウェルペンとドイツの間の陸連では、フランメルスバッハ (Frammersbach) 出身の運送業者が断然、活躍していた（一六世紀半ばに三〇〜四〇人）。彼らの使っていた大型馬車は《Hessenwagen》と呼ばれ、アントウェルペンにおける彼らの宿舎《Hessenhuis》のあった広場は《Hessenplain》と呼ばれていた。J. Strieder, *Aus Antwerpener Notariatsarchiven, Zur Einführung*, S. XXIV ff.

(2) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. I, S. 188, 212f.

(3) 中澤勝三『アントウェルペン国際商業の世界』六六頁。

(4) レヒテルヘン (Nicolaus van Rechterghen) はアーヘンの出身、一四九八年にアントウェルペンに土地を取得して、豪邸「アーヘンの家」を建てる。二人の娘のうちイダはマーストリヒト出身のエラスムス・スヘッツ (Erasmus Schetz) と一五二一年に結婚した。スヘッツは一六世紀にアントウェルペン在住ネーデルラント人商人の代表的人物である。もう一人の娘マリアはブルゴスの商人フランチェスコ・デ・ヴェール (デル・ヴァリエ) と結婚した。ブルゴスの商人はスペイン人の中でもっとも盛んにアントウェルペンとリスボンの間の商業を行っていた。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 356, 365f. 一五二〇年八月十九日にアントウェルペンのフッガー邸を訪れたデュラーは、「それは彼 (ヤークオブ二世) が最近建てたばかりで、幅が広くかつ背の高い一基の独立した塔と美しい庭のある豪華なものである。」と記している。前川誠郎訳『アルプレヒト・デュラー ネーデルラント旅日記—1520—1521』(朝日新聞社、一九九六年) 二八頁。

(5) A. a. O., S. 159.

(9) J. Strieder (Hrsg.), Die Inventur der Firma Fugger aus dem Jahre 1527, S. 79f., R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 122, 125. 諸田『ドイツ初期資本主義研究』(有斐閣、一九六七年) 一九三頁、『フッガー家の遺産』(有斐閣、一九八九年) 一三九、一四〇頁。

(7) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 146ff.

(8) 一五四六年の決算における債権総額は三九〇万グルデンで、そのうち、スペインの分が二〇〇万グルデン、アントウェルペンの分が七九万グルデンを占めていた。イギリス国王への債権の中には銅の販売の未回収金が含まれていた。ガスパル・ドゥッチはフィレンツェ人で、当時、ブリュッセル政府の財政代理人である。

(6) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 148.

(10) フッガーはハプスブルク家の銀行家として知られていたので、リヨンでは名前を出して営業することはせず、時々、代理商に委託して取引を行った。スペインとの手形取引と銅、バルヘントの販売がその主なものであった。一五四六年の決算ではアントウェルペンの資産が一五〇万グルデンに対して、リヨンのそれは僅か二・五万グルデンほどにすぎなかった。

2 次に、一五三一年の会社設立から三〇年以上にわたって元帳 (Hauptbücher) が残っている、アウクスブルクのハウク家の場合をみよう。⁽¹⁾ この会社は一五三二年九月一日に、資本金約九万グルデン、社員一七名で発足し、アント

表1 ハウク社のアントウェルペンにおける貸付先上位3者

(単位フランドル・ポンド)

1543年		1545年		1549年	
ブラバントとホラントの州財務官	10,524	フランドル、ヘンネガウ、ブラバントの州財務官	13,924	アントウェルペン市	20,900
2人のスペイン人商人	6,226	カスパル・ドゥッチ	12,600	ネーデルラント総督	14,489
アントウェルペン市	5,905	アントウェルペン市	8,648	イギリス国王	11,200

注 1) 1フランドル・ポンド=4.5グルテン。

2) 1543年のスペイン人商人との取引は純粋な金融取引。

ウエルペン、ヴェネツィア、ケルン、ニュルンベルク、ウルム、シュワーツに支店を開設した。主な取扱商品はヴェネツィアの香辛料、絹織物、綿花、シュワーツの銅と銀、南ドイツのバルヘント、アントウェルペンに運ばれてきた香辛料と英国製毛織物であった。これと並んで、皇弟フェルディナンド国王への貸付をフツガーやヘルヴァルトと共同で、時には独自に行っていた。発足当初の三〇年代には商品取引が主で、一五三三年の決算では資産四二万グルデンのうちオーストリア宮廷への貸付は九・二万グルデンにすぎない。⁽²⁾

だが、ハウクの場合にも一五四〇年代以降注目すべき変化がみられる。(一)、アントウェルペンの債権(貸付残高)は四三年に一四万グルデン、四五年に一八万グルデン、四九年に二三万グルデンと、オーストリア王家への貸付を含むドイツにおける貸付(四三年五・五万、四五年四・六万グルデン)を大きく引離して増加している。債務者の上位三者は表1のとおりで、まさしく、アントウェルペンにおける政治的貸付(公信用)の拡大である。(二)、会社は一五三五年から四三年の間にケルンの店舗を閉鎖し、リヨンに新店舗を開設した。四七年の決算に初めてリヨンにおけるフランス王室への債権三・六万クロネ(五・四万グルデン)が記録されている。フランス王室への貸付は一五五七年の王室の支払停止にもかかわらず六〇年代まで続いている。「本来の手堅い商品取引はますます後退した。それに対して、営業の主力は金融業とシュワーツの銅の生産と販売に向けられた。」ちなみに、一

五六一年末の決算では、営業資本九一万グルデンの内訳は鉱山、家屋、不良債権二〇万、皇帝への貸付二一・二万、商品在庫（主として銅）一五・七万、その他の債務者二一・九万（フランス国王三・五万を含む）、現金一二・二万であった。⁽³⁾ (二)、会社の資本金の内訳にも注目すべき変化が生じた。創業時一七人だった出資社員（Teilhaber）の数は四九年を境に減少し、五五年には八人、六〇年には四人、六二年には三人になった。それとともに、利子付きの寄託という形式の借入金（他人資金）が増加し、五五年からは自己資金を大きく越えている。六一年末の決算では九一万グルデンのうち他人資金が実に六四・二万グルデン（七〇・五％）を占めている。

以上のように、ハウクの会社は一五四〇年代以降、銅を除いて商品取引を縮小してアントウェルペンとリヨンにおける金融業に重点を移した。その金融業は、フッガーの場合と同様に、寄託という形式を利用して、利子付きの資金を調達して高利を生む政治的貸付（公信用）に当てるものであった。⁽⁴⁾

- (1) ハウク家については、R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. I, S. 227—234を参照。
- (2) 資本金は、一五三一年、九万〇八一五グルデン、三三年、一四万四〇六一グルデン、三五年、三四万〇〇一〇グルデン。また、一五三三年の資産を店舗別にみると、アウクスブルク本店一一・一万、アントウェルペン八・六万、シュワーツ六万、ケルン二・五万、ヴェネツィア一・六万グルデン、また、負債は三三・五万グルデンあり、主として近親者や友人からの借入金であった。
- (3) 一五六〇年頃のハウクの貸付金の利子は、皇帝フェルディナンド（在位一五五六—一六四年）一一—一二％、ニュルンベルク市一〇％、アウクスブルク市五％、フランス王室一六％であった。
- (4) ハウクについてはイギリス王室との関係に触れる必要がある。イギリス王室はヘンリー八世の頃から鉱山開発のためにドイツからの技術導入を図っていたが、エリザベス一世の時代に実現した。すなわち、ハウク会社（David Haug, Hans Langner und Mliverwandle）と英政府高官が協力して鉱山組合を設立して、ケズウィックの銅山とコルベックの鉛鉱山の開発に当たった。この組合の持分二四株のうちハウク会社が一一株、エリザベスの大臣セシルとレスター卿が二株ずつ所有していた。し

かし、この事業は難事業で成功せず、ハウクは一五七四年に支払停止に追いこまれた。これについては、大塚久雄「イギリスにおける初期の鉱山会社」『大塚久雄著作集』第三巻、岩波書店）二七〇頁を参照。

3 一五世紀末から商品取引を通じてアントウェルペン（トリヨン）の市場に進出し、一五四〇年代から寄託の形式での利子つき貸付を特に公信用の分野で行った南ドイツ人は、フッガーとハウクの他にも大勢いた⁽¹⁾。

一四七〇年代にアントウェルペンに進出した前述のモイティンクは一五四三年にブリュッセル宮廷への貸付商人団に参加し、フェルディナンドにも四九年に二・五万グルデン、五一年に一〇万グルデンを貸付けている。また、モイティンク一族のうちベルンハルトとフィリップはベルンの市民権を取得して、五三年にリヨンでフランス国王の借入に四万クローネ余を投資している。ベルンハルトは一五五七年のスペインとフランスの王室の支払停止に始まるヨーロッパの金融危機の最初の犠牲者の一人であった⁽²⁾。

フッガーと並ぶ巨商ヴェルザーは一五〇九年にアントウェルペンの大聖堂の近くに《de gulden roose》と呼ばれる邸宅を購入して商品取引を行っていたが、一五四〇年代に入るとアントウェルペンとリヨンで皇帝とフランス国王の双方を相手に「大胆な新しい金融取引」を開始した。五七年の支払停止当時の債権（貸付残高）は一八・二万グルデン（そのうちフランス王室に三・九万、ネーデルラントの州財務官に二万、スペイン王室に二・二万）であった。七五年の二度目の支払停止の影響をうけて、八〇年には邸宅を売却する。一六一四年に破産した時の負債は五八・六万（五〇・九万？）グルデンといわれ、そのうち一三・一万グルデンがフッガーからの寄託（借入）であった。ニュルンベルクのヴェルザーも一五三二年にアントウェルペンのレコレット通りに邸宅を取得し、リヨンでもフランス王室に貸付け、六六年に五・五万リーヴルの債権をもっていた。

一五世紀末にヴェネツィア市場の銅のシンジケートに参加したヘルヴァルト (Herward) は一五一一年にアントウェルペンに代理商を置き、一二二年に家屋を取得した。南ドイツ人の中でネーデルラント政府に早くから貸付を行っていた商人といわれている。ブリュッセルの宮廷とアントウェルペン市の他に、四〇年代にはフェルディナンドにも何度も貸付けている (一五二八年四・五万、四七年二〇万、四一年一・三万、四六年九・五万、四九年一九・九万グルデン)。四六年からはリヨンでもフランス王室に対する貸付に加わっている。会社は金融危機のさなかの七〇年代末に破産したが、ヘルヴァルト一族のなかにはフランスにとどまり、ルイ一四世に仕えた者もいた。⁽³⁾

マンリッヒ (Manlich) は一五二〇年代からアントウェルペンとリヨンで卸商業を営み、マルセイユから自分の持ち船でレヴァント貿易を行ったこともある。四〇年代からはアントウェルペンでフェルディナンドにもブリュッセル宮廷にも貸付けており、六〇年代にはリヨンの代理商はフランス王室に対して南ドイツ人商人の利益を代表していた。

ニュルンベルクのイムホーフ (Imhof) はイタリア、フランス、ネーデルラントとの商業を長く続け、一五四五年に南ドイツ人がリヨンでフランス王室への貸付を始めた時にもこれに加わらなかった。しかし、その直後から、高い収益を生むアントウェルペンとリヨンの貨幣取引に積極的に参加し、四四年から六〇年までの一五年間に年平均一八 $\frac{5}{6}$ %の利益をあげた。五〇年代半ばにニュルンベルク市が辺境伯戦争で巨額の借入金が必要とした時には、アウクスブルクのヴェルザーと商人団を結成し、フランクフルト、アントウェルペンその他で安く借入れた一一万グルデンの資金を年利一二%で市に貸付けた。それ以後六〇年代にかけて、アントウェルペンとリヨンでブリュッセル宮廷、アントウェルペン市、フランス王室への大規模な貸付と胡椒、サフラン、みょうばんの投機を行った。五七年の支払停止に始まる金融危機にも生き残ったが、それでも、フランス王室への貸付で五万リーブルを失い、ネーデルラントの州財務官証書 (Rentmeisterbrief) の取引では三・二万カロルス・グルデンが焦げついたという。

その他、パウムガルトナー、アドラー、レム、トゥーヒャー、ピメル、レーリンガー、クラフター、ツァンクマイスター、リクザルツ、フレックハマー、プレヒャー、インゴルト、ポエマー、フルテンバッハなどの商人の名前をエレンベルクはあげている。

南ドイツの都市（特にアウクスブルクとニュルンベルク）に本店を構えてアントウェルペンとリヨンに進出したこれらの商人・銀行家のほか、特に注目すべきは、南ドイツに本店をもたず、アントウェルペンとリヨンで銀行家として活躍した、新世代の金融業者ともいべき南ドイツ人が出現したことである。

一五三〇年代後半から四〇年代に南ドイツ人グリメル (Alexius Grimmel)、フィレンツェ人ドゥッチと組んで、条件しだいでアントウェルペンではネーデルラント (スペイン) 宮廷に、リヨンではフランス王室にと両市場を股にかけて、有利な投資先を求める資金を集めて高利貸付を行っていたヒロニムス・ザイラー (Hieronymus Seiler) や、彼らと緊密に連絡をとりながら四〇年代にアントウェルペンとリヨンの間で、人為的な貨幣操作によって取引所に貨幣過剰 (Larghezza) と貨幣不足 (Strettezza) を起⁽⁵⁾しては高利を稼ぐという、投機的な金融業を行っていたセバステイアン・ナイトハルト (Sebastian Neidhart) はその代表である。

また、早くからアントウェルペンとリヨンに定住して各国の君主や商人の代理人となり、南ドイツの商人の資金を集めてドイツ皇帝とフランス王室に貸付けていた新しいタイプの商人、二つの世界市場の「繁栄時代の花形」といわれていたのは、アントウェルペンではラザルス・トゥーヒャー (Lazarus Tucher)、リヨンでは「良きドイツ人」(der gute Deutsche) と呼ばれていたハンス・クレベルク (Hans Kleberg) であった。

(1) 以下の南ドイツ人商人については、R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 186-269.

(2) ヨーロッパの金融危機の影響をうけて、前述のように、一五五六年から八四年までの三〇年たらずの間に、アウクスブルクだけでも国際的に著名な、七〇を下らない巨商が破産したが、B・モイティンクは一五五七年に破産している。W. Zorn, Augsburg. Geschichte einer deutschen Stadt, S. 198 f.

(3) フランスにとどまったヘルヴァルト一族のうち、バルトロメウスは一六五七年に財政監査総監 (General controlleur der Finanzen) に任命されて大蔵卿フケ (Fouquet) に仕えたが、のちにコルベールと組んでフケの失脚を図った。詩人のラ・フォンテーヌと親しかったという。一六七六年に死去。子孫はナントの勅令の廃止後イギリスへ移住した。

(4) エンドレス・イムホーフの資産は、一五四一年の申告では、一万四七九六グルデンで、そのうち商業に一万四三九六グルデン (九七%) 投下されていた。

(5) ザイラーはバルトロメウス・ヴェルザーの娘と結婚し、ナイトハルトはアントウェルペンで有名だったクリストフ・ヘルヴァルトの娘と結婚した。

三 君主の借入 (公信用) の膨張——一五四〇年代——

(一) アントウェルペンの取引所における君主の借入

1 前述のように、南ドイツの商人は一五四〇年代頃からアントウェルペンとリヨンの市場において、各国の君主の貨幣需要に応じて積極的に貸付を行った。こうした君主の借入 (公信用) の膨張こそ、一六世紀後半の両取引所における貨幣⇨資本取引の過熱と五七年のスペインとフランス両王室の支払停止に始まるヨーロッパの金融危機の最大の原因であった。

アントウェルペンの商業が発達し、年四回の大市の支払期間に多額の貨幣取引が集中するにつれて、各国の君主はアントウェルペンの取引所で動く多額の貨幣に関心を寄せた。地元のネーデルラント総督 (政府) やアントウェルペン

市の借入はすでに一五一〇年代から始まっていたが、当時はまだ、取引所での起債というよりは、王室の宝石の質入れや高官の個人的保証による半ば強制的な借入という性格が強かった。一〇年代後半から政府は、アントウェルペンで借入金を調達するために一人の仲買人^(マクラー)か商人を国庫の代理人 (Finanzagent) に任命していた⁽¹⁾。

外国の君主のなかでは、前述したように、ポルトガル国王が、東インド貿易を開始する前後から、胡椒その他の東インドの産品を売却し、銅や真鍮製品などを調達するために商館長^(ファクトル)を常駐させていた⁽²⁾。イギリスの王室もヘンリー八世の時代には、重要な貿易相手都市であったアントウェルペンに代理人を送って大陸の情報を集め、貨幣取引を始めていた。しかし、まだ借入ではなく、皇帝への援助金の送金が多かった。イギリス王室がアントウェルペンで借入れるのは一五四〇年代からである⁽³⁾。

一五六四年にあるイギリス人はアントウェルペンの貨幣取引 (貸付) の発展を振り返って、こう記している⁽⁴⁾。『君主や諸国に対して、戦争その他の必要に役立てるために貨幣を貸付けていたのは、いつもどこの国民や商人であったか。ドイツ人の商人が最も多く、イタリア人も数人いた。今日では誰が大部分の貨幣を貸付けているか。アントウェルペンの商人とその他ネーデルラントの商人である。三〇年ばかり前には、利子をとって貨幣を貸付ける商人はアントウェルペンには二人か三人しかおらず、彼らは自分の金銭^(かね)を二万フランドル・ポンド、すなわち八万ターラーも貸付けることができなかった。それに対して今日ではアントウェルペンには三〇人か四〇人の大商人がいて、彼らは、他の取引に支障を及ぼすことなく、三〇万ポンドを貸付けることができる。』

この記述は、細部については必ずしも正確とはいえないが、ほぼ一五四〇年代を境にしてアントウェルペンの貨幣^(資本)取引が大きく変わったことを伝えている。

第一に、以前はアントウェルペンの貨幣取引の金額が小さかった。一五四〇年代以前には——その後も時々——

表 2-1 ネーデルラント政府の借入 (1509~1512年)

借入日	借入額 アルトア・ リーブル	返済日	利子率 (年%)	貸付人	備考
1509 10/8	10500	1509 1/8	11 1/2	Antonio de Vaille,	提防の修復, ゲルデルンの守備隊への支払, その他のため
" "	10500	1510 1/8		アントウエルペン	
1510 20/8	15900	1511 12月	7 1/2	"	ゲルデルンの軍隊への支払
" 28/8	1000	1510 10月	24	Giacamo Doria,	
" 1/10	16000	1511 31/8	13 1/4	Fil. Gualterotti,	
1511 20/8	20000	1512 1/8	6 1/2	数人のアントウエルペンの商人	皇帝のためという総督の懇願で
" 聖霊降臨祭	3600	1512 15/1	10	Jeron. Frescobaldi	
" 15/1	14500	1512 12月	15	Fil. Gualterotti, ブリュッヘ, Clais de Clerc (Carist. Herwart のファクトル), アントウエルペン	ゲルデルンの戦争
" "	14500	" 6月			
1512 9月	100000	?	?	} Diego de Haro, } } アントウエルペン }	
" ?	10000	?	?		
" 1/1	7000	1512 31/8	8 1/2	Fil. Gualterotti,	
" 25/1	8000	1512 14/8	12 1/2	数人のブリュッヘの商人	

最大の借り手であるハプスブルク家(皇帝カール五世と皇弟フェルディナンド国王)はアントウエルペン以外の都市(アウクスブルク、ジェノヴァ、その他)で調達していたからである。(5)たとえば、ネーデルラント政府が一五三〇年にアントウエルペンで何人もの商人から借入れた金額は合計して年五〇万アルトワ・リーブル(三五・七万ライングルデン)を越えなかったが、フッカーだけで一五二七年にハプスブルク家の兄弟に対してその三倍の債権(一一五・八万グルデン)をもっており、貸付契約は大抵アントウエルペン以外の所で結ばれていた。

一五二二年に、アントウエルペン在住のブルゴス(スペイン)人の商會が他の商人と共同で皇帝に一〇万リーブルを貸付けた時、このうち一万二・八二〇リーブル(八〇〇〇グルデン)の返済が滞ったためにこの商會は困惑し、以後スペイン人商人は皇帝に対する貸付を避

表 2-2 (1516 年)

借入日	借入額 アルトア・ リーブル	返済日	利率 (年%)	貸付人	備考
1516 3/4	14000	1516 16/4	20	数人のアントウェル ペンの商人	仲買人 Pieter van der Straten の仲介料。 6 万リーブルはアン トウェルペン市が残 額は政府高官が保証
" 3/8	16000	" 15/8			
" 復活祭	92700	" 秋の大 市	15 1/2	"	
" "	10000	" ヨハネ 祭	31 1/2	"	
" 1/6	11000	" 復活祭 の大市	17	"	
" ヨハネ 祭	27000	1517 ヨハネ 祭	11	Die Fugger	アントウェルペン市 が保証
" 9 月	16800	" "	13 1/2	ネーデルラント在住 のジェノヴァ人商人	
" 1/10	30000	" 1/2	40(?)	数人のアントウェル ペンの商人	
" クリス マスの 大市	100000	" 秋の大 市	14 3/4	Pieter van der Straten	アントウェルペン市 が保証

R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, Bd. 2, S. 38, 39.

けたといわれている。⁽⁶⁾ 八〇〇〇グルデンの返済の遅れで経営が苦しくなったのは、フッガーが一五一九年の皇帝選挙の際に五四方グルデン余を貸付けたのに較べると大きな違いである。

第二に、借入のつど利率が大きく違っている点もアントウェルペンの貨幣市場としての未成熟を表している。表 2、3 をみても、一五一〇年には 7 1/2% と 2 1/4%、一一年には 6 1/2% と 1 5%、一六年には 1 1% と 2 1%、四〇%、一九一二年にも 7% と 2 7 1/2% とバラバラであり、それどころか、一方で無利子の借入があったかと思えば、他方で一五二二年に皇帝がスペインへ帰国する費用（備船の費用や護衛の備兵への支払）のために二万リーブルを調達した時には 5 2% という途方もなく高い利率を支払わねばならなかったという。⁽⁷⁾ 貨幣市場の利率とは到底いえない。アントウェルペンの取引所で、支払能力ありと見做された一流商人（«villa di borsa»）の意見を反映した価格形成（相場）が行われ、取引所の利率が成立したのは、⁽⁸⁾ 恐らく一五三〇年代以降のことだと思われる。

表3 ブリュッセルの宮廷の借入 (1519~1521年)

借入額 (リーブル)	期	間	利子(年%)
13000	1519年	14/8 — 1519年クリスマス	16
24000	1519年	9月—1520年復活祭	15
26000	1519年	5月—1520年復活祭	7
22800	1520年	6月—1521年復活祭の大市	12
28000	1520年	6月—1521年復活祭の大市	10
72000	1520年	8月—1521年クリスマス	13
50000	1520年	9月—1521年復活祭	15½
32636			
71539	1520年	12月—1521年聖霊降臨祭	16¼
22400	1521年	復活祭—1521年秋の大市	16
10000	1521年	聖霊降臨祭—1522年復活祭	14-19
51000			
30000	1521年	5月—1521年秋の大市	17
23200	1521年	1/7—1522年復活祭の大市	21½
20000	1521年	1/10—1522年 ^{15/4}	27½
125000	1521年	10月—1522年復活祭	16-18
40000			

R. Ehrenbery, Das Zeitalter der Fugger, Bd. 2, S. 41.

る。

(1) その当時のネーデルラント政府の借入については、表2、3を参照。ネーデルラント政府の国庫の代理人としては、Pieter van der Straten (1516-23), Gerhard Stercke (1528-31), Lazarus Tucher (1529-41), Gaspar Ducci (1542-50), Gaspar Schetz (1552-64) のほか、Jorjs Meuting, Thomas Muller, Jan Mojs, Gilles Sorbrucques の名前が知られている。一五五二年に「皇帝の財政代理人」(«Fac-teur des finances de l'empereur») となったG・スヘッツは、ポルトガル国王の代理人になったこともあり、固定給(年俸)のほかに取引の口銭と旅行の際の旅費を受けていた。一般的には、「国庫の代理人」(Finanzagent) は官職も報酬も受けず、仲買人としては他人の勘定で、銀行家^{バンキエール}としては自分の勘定で政府のために働いていた。この点で地位の安定したファクトルと区別された。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 30 ff.

- (2) ポルトガルの商館長^{ファクトル}としては、Diego Fernandez, Alonso Martini, Tomas Lopez, Albert Lopez, Jean Brondon, Ruy (Rodrigo) Fernandez (d'Almada), João Rabello, Francesco Pesoa, Guicciardini の名前が知られている。A. a. O., S. 30.
- (3) イギリス王室の代理人としては、Stephan Vaughan, William Dansell (1547-51), Thomas Gresham (一五五一年任命) の名前が知られている。特に、グレシャムはきわめて有能な代理人であった。
- (4) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 45.

(5) 諸田「フッガー家のスペイン王室への貸付」(『商経論叢』三三二頁)

(6) このブルゴス人の商会は、F・デ・ヴァリエールF・デ・モクシカ商会で、デ・ヴァリエールはアントウェルペンの商人レヒテルヘンの娘むこ、デ・モクシカはデ・ヴァリエールの父の娘むこである。デ・ヴァリエール一家をはじめブルゴスの商人は一五世紀末からアントウェルペンに進出し、リスボンとの貿易を行っていた。ちなみに、レヒテルヘンのもう一人の娘むこは、アントウェルペン在住のネーデルラント人最大の商会を作ったエラスムス・スヘッツであるが、このスヘッツが一五一五年に義父の商売を継いだ時に受取った遺産は一万一、四三六リール(約八〇〇〇グールドン)にすぎなかった。フッガー会社の営業資本は一五二一年に約二五万グールドンであった。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 356f., 366, Bd. 2, S. 41.

(7) この時、皇帝は英国行きの費用などで一四万リールを必要としていたが、アントウェルペン市とゼーランド州の関税を請負いに出して、半額を調達した。残りの半額を借入れないと英国からスペインへ帰国できない有様であった。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 43f.

(8) 通常、平均年利一二% (大市から大市まで三%)、君主への貸付の場合には危険のプレミアムがついて一四%であった。

2 一五二一年から三〇年までの一〇年間にネーデルラント政府が短期借入金の子息および手数料として支出した額は四五・五万リール(年平均四・五万リール)、それに対して政府の収入は年平均一四四万リール(租税減免分を考慮しても二二〇万リール)であったから、財政状態はきわめて健全であった。一五三一年にはカンブレの和議の結果、多額の賠償金が入ったので、皇帝はネーデルラントの債務を返済しようとした。その一方で短期の借入は続いていた。三五年にフランス軍の侵入の恐れから利子率が一時的に二〇%にまで上昇したが、まもなく下落し、三九年には一〇―一三%、四一年には一二―一六%の間を浮動していた。この年に政府が支払った利子の総額は九万六五一六リールで、これまでと較べて特に多いとはいえない。利子の総額が一〇万リールのラインを大きく突破したのは一五四二年のことである。⁽¹⁾

ギチャルデイーニは一五四二年をアントウエルペンの発展における新しい重要な一章の始まりだと述べている。その理由として、彼は、戦争に備えて進められていた、拡大された市域を囲む新しい市壁の築造工事が完成して、危険を避けて多数の人々が来住したことをあげているが、人口の増加ばかりでなく、アントウエルペンの貨幣資本取引の歴史の上でも一五四二年は重要な画期であった。君主による多額の借入（公信用の膨張）が、アントウエルペンの取引所を舞台にして本格的に始まったのである。⁽²⁾

ネーデルラント政府の財政収支は一五四〇年と四一年には一・二万アルトワ・リールと七・五万リール、合計して二〇万リール近い赤字であったが、一五四二年と四三年には六四・五万リールと二九・八万リール、合計して一〇〇万リール近い赤字を出している。一五四二年の収入は前年の約一・九倍、四三年の収入は前年の約一・七倍と増加しているにもかかわらずこれだけの赤字を出したのは、ネーデルラントだけで一五四二年に一五〇万ポンド、四三年に二〇〇万ポンドにのぼった対仏戦争の戦費が原因であった。⁽³⁾アントウエルペン取引所の繁栄期（バブルの時代）を象徴する人物といわれるガスパル・ドゥッチが、ラザルス・トゥーヒャーの後を継いで、ネーデルラント政府の国庫代理人として登場するのはこの時である。

ドゥッチが手がけた最初の資金調達は満期になった財務官証書（二二％）^{セントマイスターブリック}の償還のための借入で、一五四二年の聖燭節（二月二日）^{リヒトメス}の大手で契約が結ばれた。これに対してドゥッチは保証として新しい財務官証書を受けとって、これを売却した。次の大手でも同じやり方でもっと多額の資金を調達した。このようにしてドゥッチは一五四二年におよそ一〇〇万ポンド（年利約二二％）を、四三年には一二〇万リールを調達した。四三年にはこの他にトゥーヒャーが二〇万リール、カルテンホーファーが一二万リールを調達している。この年に支払われた利子は一〇万三二〇〇リールで利子率は一二％であったから、債務は約八五万リールになる。アントウエルペン市も多額の借入をし

ている⁽⁴⁾。

ネーデルラント政府の短期借入は一五四四年にも続いたが、この年に入ると取引所では貨幣が不足して利子率が上昇し始めた。ヒエロニムス・ザイラーはこの当時ドゥッチやナイトハルトやグリメルと組んで、アントウェルペンとリヨンの両取引所の間で利子率の安い方で資金を調達しては高い方で君主に貸付けるといふ貨幣取引を行っていた。ザイラーの商用通信文には、一五四三年の秋の大手では年一二％であった利子率が四四年一月末には一四％に上昇し、二月初めには聖霊降臨祭の大手の支払期間（八月一〇日）までの半年で八％（年利一六％）になるだろうと書かれている。『むろん平和になれば五％でいくらでも貨幣を入手できるだろうが。』だが、平和は到来せず、五月と六月には政府は一六％で借入れねばならなかった。一五四四年八月二六日の日付の政府の債務証書には、皇帝のためにアントウェルペンで調達した借入金には「通常の利子」(fruit ordinaire) 一二％に「特別の利子」(par forme de gratuite) として大手当り一％（年四％）を上乗せして、年利一六％を支払うことが記されていたという。ブラバント州の財務官証書が聖霊降臨祭の大手の支払日に返済できなくなり、議会在代って元利分に相当する債務証書を発行して、四五年のクリスマスの大手の支払期間（二月一〇日）に返済することを約束した時にも年利一六％であった⁽⁵⁾。

一五四〇年代にはイギリス王室もアントウェルペンの取引所で多額の借入を始めた。借入がいつ始まったかは不明であるが、フッガーとの取引は一五四五年九月の一五万二一八〇フランドル・ポンド（九一万三〇八〇リーブル）の借入が最初で、このうちの一部分（約九万ポンド）は翌年の春の大手（支払期間は八月一一〇日）で返済され、残額の約六万ポンドは四六年のクリスマスの大手（支払期間は四七年一月三十一日―二月一〇日）まで半年間六½％（年利一三％）で延長している。この貸付の他に、四六年の春の大手で英国王に販売した銅の代金二万ポンドが四七年の春の大手で支払われることになっていた。一五四六年末のアントウェルペンにおける債権のうち最も多いのがイギリス国王に対する債権

表4-1 フッガー会社のアントウェルペン支店の債権（貸付残高）（1546年）

フランドル・ポンド		
21,746.13		アントウェルペン市
30,739.11.8	〃	ブリュッセルの宮廷
6,000	〃	ポルトガル国王
83,900	〃	イギリス国王
44,000	〃	ガスバル・ドゥッチ 財務官証書への投資
187,154	(=1,118,000	リーブル =790,000 グルデン)

表4-2 同じく借入金

14,570,12.6	フランドル・ポンド	1546年秋の大市から1547年冬の大市まで、年利9%でセバステアン・ナイトハルトから。	
12,600	〃	秋の大市から1547年復活祭の大市まで、年利10%でバルトロメウス・ヴェルザー会社から。	
4,090	〃	秋の大市から冬の大市まで、年利9%でアントン・ハウクの会社から。	
6,544	〃	秋の大市から冬の大市まで、2¼%でルードヴィヒ・リグザルツから。	
6,201	〃	次の次の大市まで、年利9%でクルト・ファン・ダーレから。	
8,170	〃	次の大市まで、2⅛%でジェロニモ・ディオダッティから。	
2,385	〃	次の大市まで2¼%でエラスムス・スヘッツから。	
その他、合計35件 110,234	フランドル・ポンド	(=661,404	リーブル =465,000 グルデン)

R. Ehrenbery, a. a. o., Bd. 2, S. 53.

であったことは、前述したとおりである。フッガーはこの他にも、四九年九月に五万四、八〇〇ポンド（三二万八八〇〇カロルス・グルデン）を一年の期限で貸付けている。一五五二年初めにグレシヤムが前任者のダンセルに代ってイギリス王室の代理人としてアントウェルペンへ着任したとき、フッガーに対する債務は一二万三〇四七ポンドであった。^⑥

ポルトガル国王の債務も、その大部分が胡椒の販売請負契約の前渡し金と銅の購入代金の未払い分で

あったにしても、一五四三年末に二〇〇万クルサリと異常に増加している。それについて、ある年代記は次のように記している。ポルトガルの商館長は^{フックトル}大市当り三―四%（年利二―一六%）で借入れていたが、国王に対する報告では四½%（年利一八%）で計算していたから、利子を加えると四年後に元本は二倍になるのだと⁽⁷⁾。

ところで、以上述べたような一五四〇年代のアントウェルペン取引所における君主の借入の増加（公信用の膨張）については、資金の供給側にも新しい事情が現われていた。その第一は、前述したような寄託の形式をとった他人資金を利用した貸付である。一五四六年末のフッガー家の決算では、アントウェルペン支店の債権（貸付金残高）は七九万グルデン（一八万七二五四フランドル・ポンド）で、債権総額の約二〇%を占めていた。しかし、この七九万グルデンはすべてがフッガーの自己資金による貸付というわけではなかった。そのことは、同じ支店の負債のうちの借入金のみと判る。フッガーはナイトハルト、ヴェルザーなどの商人から合計三五件、約四六万グルデン（二二万〇三三四フランドル・ポンド）を借入れており、これは貸付金の約六〇%に相当する（表4-2を参照）。「フッガーはこれらの「借入」金に平均年利八―一〇%を支払い、一方、財務官証書を購入して一二%の利子を受取り、イギリス国王への貸付で一三%、ブリュッセル宮廷への貸付で一三½%、ポルトガル国王への貸付で一%を受取っていた⁽⁸⁾。」

借入に際して発行した債務証書が有名な「フッガー証書」(Fuggerbrief)で、これは当時アントウェルペンで即座に換金できる信用ある金融商品になっていた。『フランス軍が皇帝軍を破ることになれば、ブリュッセルの宮廷の債務の返済はきつと遅れるに違いない。その時には、四万ポンド（の手持ちの資金）を八%で（フッガーに寄託して）フッガー証書を受けとり、「フッガーを通して」ドゥッチに貸すのがよいだろう。そうすれば、ますます枕を高くして眠ることができる。』投機家の商人サイラーはグリメルに手紙（一五四五年九月二九日付）でこう指示している⁽⁹⁾。

第二に、当時アントウェルペンでは、商品取引を伴わない貨幣取引（マネーゲーム）を専門に行う商人^{コンソルティウム}団が形成さ

れていた。君主に対して一人の商人が自己資金だけで多額の貸付をすることは難しかったが、その場合、他の商人から寄託を受けていただけの場合も多かったが、中には、数名の特定の商人が恐らく貨幣市場の支配を狙って商人団コンソルティウムを形成し、その一人が最大の利害関係者（主要投資家）として君主の債務証券（Original Obligation）を受けとり、他の商人（副次的投資家）に自分の債務証券を発行した場合もあった。⁽¹⁰⁾ 君主に対して数名の特定の商人が共同して貸付を行った商人団としては、ドゥッチ、ザイラー、ナイトハルト、グリメル、ペコリの商人団がもつとも有名であるが、こうした商人団の形成はアントウェルペンよりリヨンの方が盛んであったといわれている。

- (1) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 47—49.
- (2) パウルス・ベハイム (Pauls Behaim) の手紙（一五五七年）にも、「アントウェルペン市には安心して金銭かねを貸すことができる。この町は戦争を恐れる必要がない」と書かれているという。ギチャルディーニとベハイムの言葉を引用したエーレンベルクも、「一五四二年について、「残念ながらそれについてくわしいことは判らないが、とにかく、いまや多額の貨幣操作の新時代が始まった」と述べている。A. a. O., Bd. 1, S. 138, Bd. 2, S. 50.
- (3) 一五四二年夏にフランス国王フランソワ一世は皇帝に宣戦を布告した。
- (4) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 51.
- (5) A. a. O., S. 51f.
- (6) A. a. O., S. 52.
- (7) A. a. O., S. 52f.
- (8) A. a. O., S. 54.
- (9) 『フッガー証書』は当時アントウェルペンにおいて流通する「金融」商品になり始めていた。これは一つの革新であり、この革新の結果は後になって初めて表われることになった。差し当り、世界中がフッガー家の債務証券を金と同じように安全だと考えていた。A. a. O., Bd. 1, S. 148.
- (10) 「われわれがここで見出すものは、商事会社とはやや違っている。…このシステムは一五四二—一五一年間に一段と発達した。

フッガーがハウク〔の副次的投資〕に対して保証を与えたように、今度はハウクが他の商人の〔副次的〕投資に対して保証を与えた。たとえば、ハウクは一五四九年にアントウェルペンで、財務官^{レントフスライ}J・R・に対して四五〇三フランドル・ポンドの債権をもってしたが、これにはヴォルフ・ポッシンガーが副次的に投資していた。また、アントウェルペン市に対して二万〇四〇〇ポンド、女総督に対して一万四四八九ポンドの債権をもっていたが、これら二つの取引にはリグザルツが副次的に投資していた。イムホームが当時貨幣を投資しようとした時に、同家のアントウェルペンにおける代理人はドウッチ、ポッシンガー、カルテンホーファー、ヴェルザー会社に依頼した。A. a. O., Bd. 2, S. 55f.

(二) リヨンの取引所におけるフランス王室の借入

1 一四六三年にリヨンの取引所が成立してから最初の五〇年間ぐらい、フランス王室の借入は恒常的でもなく、多額でもなかった。王室の借入が増加するのはフランソワ一世の時代である。『国王は最近トロワの議会から貨幣調達のために財務官をリヨンへ派遣し、リヨンの銀行家・商人の間で約二〇万エキュを利子つきで借入れた。』と一五二一年のある報告は記している。一五二二年に国庫が底をついた時にもリヨン在住の外国人から多額の借入を行っていた。フィレンツェ人のストロッチ (Strozzi) は三万一〇〇〇エキュを、同じくガダーニ (Guadagni) は二万二〇〇〇エキュを、また、「良きドイツ人」と呼ばれたベルン市民のドイツ人クレベルク (Hans Kieberg) は一万七〇八七エキュを貸付けた。エーレンベルクはこの年の貨幣取引をリヨンの取引所における最初の本格的な借入(起債)とみなして、一五二二年をフランスの確定公債 (fundierte Schuld) が誕生した年だと考えている⁽¹⁾。

王室の財政危機は一時的に収まったが、国王は商人と交わした返済の約束を守らなかったため、信用を失った。一五二四年にイタリアへ侵入したフランス国王は二五年五月のパヴィーアの戦いで皇帝軍に捕えられ、二六年一月の「マドリッド条約」で二人の王子を人質に出すことと引代えに釈放されたが、この頃フランスの国庫はリヨンの商人の信

用を失うとたちまち枯渇する、というありさまであった。二九年の「カンブレの和」で二人の王子の身代金として一〇〇万エキユの大金を支払ったことは一層の重荷になった。

一五三六年に皇帝軍が南フランスへ侵入した時に王室の借入はふたたび増加したが、この時、リヨンの銀行家の間で王室の資金調達に活躍したのがツールノン枢機卿である。枢機卿はこれまでも国王の釈放の交渉にマドリッドへ派遣されたり、外交使節として活躍した有力な政治家である。三六年にリヨン州の総督になると、フィレンツェ人の銀行家たちと親交を深め、フランス国王がフィレンツェ市をメディチ家の支配から解放すれば彼らは国王に資金援助を惜しまないであろうという感触を得ていた。皇帝軍の侵入でリヨンに危険が迫った時、枢機卿はフィレンツェ人の銀行家から三万リーヴル、続いてさらに四万リーヴルを、次の大市まで三%（年利二%）の利子をつけて借入れた。そのほか、もっと多額の借入が王室の収入を質入れして都市で調達された。すなわち、三六年にパリは一〇万リーヴル、リオンは八万四七三三リーヴルを提供したが、後者は枢機卿によって結ばれたもので、彼は塩税を請負に出してこれを調達したといふ。⁽²⁾

一五四二年にヴェネツィア大使はフランス王室の財政について次のように報告している。⁽³⁾ 国王が儉約していたなら、毎年ゆうに一〇〇万クロネを蓄えることができたであろう。だが、国王は儉約するどころか「日常の気晴らし」に当てられた三〇万エキユではとても足りなかった。支出のうち一〇〇万リーヴルが年金、五〇万リーヴルが贈り物、四〇万リーヴルが臨時の出費といった具合で、したがって、一五三二年以来始まった長期借入はすでにいちじるしく増加している。私が出発した時には国庫に貨幣はなく、私がリオンを通った時に指摘したように、商人の間で利子をつけて貨幣を借入れることを考え始めている、と。この報告で長期の借入と短期の利子付きの借入を区別している点が目される。リヨンの取引所における利子付きの短期借入はすでに一五三〇年代に始まっていたが、四〇年にはフ

ランス王室の通常の財政手段になった。

(1) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 81-83. 一五二〇年頃にはすでに、フィレンツェ人ピエール・スピノが宮廷に常駐し、イタリア人との為替取引の際に王室の代理人の役を果たしていた。リヨン在住のフィレンツェ人に対する王室の債務（借入残高）は、一五二六年の三〇万エキュ（約二六万ドゥカード）から一五二九年に六〇万ドゥカードに増加した。

(2) ボダン (Jean Bodin, 1530-96) は主著『国家論』の中の財政を扱っている箇所、利子付きの借入に強く反対して、これを「君主とその財政の破滅」と指摘し、次のように述べている。「この財政手段はフランスでは一五四三年にツールノン枢機卿によって導入された。枢機卿はあるイタリア人に勧められて、国王フランソワ一世に次のように奏上した。すなわち、フランスに各方面から貨幣資本を引寄せると唯一の手段がある。その目的のためには、リヨンに銀行を設立して、だからでも八%の利子をつけて貨幣を借入れねばならない。」Zi. von R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 84.

(3) A. a. O., S. 86.

2 一五四二年にリヨンに滞在していたイギリスの外交官パジェ (Paget) は、対立するフランス国王とドイツ皇帝 (スペイン国王) の財政状態を比較して、次のように報告している。フランス国王は多額の債務の返済が滞っているの、国庫は底をつき、信用もない。これに対して、皇帝はアントウェルペンやアウクスブルクやジェノヴァにおいて短期間のうちに多額の貨幣を借入れることができる。『貨幣を手に入れるために、毎日、大変な努力が払われている。というのは、ここリヨンでは、また他の都市においては、流動資金を所持している人々や未亡人や孤児は、ふつう手持ちの貨幣を五―八%の利子で銀行に預けているのに、いまでは国王がこれらの貨幣をすべて手に入れようとして、そのために一〇%の利子を約束しているからである。』⁽¹⁾

この一〇%の利子は同国人の場合で、外国人には一六%という高利を約束し、それによって四〇万フラン——フィ

レンツェ人二〇万、ルッカの商人一〇万、ヴェルザー五万、フランス人商人五万フラン——を調達することができた。この時フランス国王に五万フランを貸付けたヴェルザーは、のちにドイツ皇帝に対して、フランス国内で商売を続けるためにはフランス国王に一万二〇〇〇クロネ貸付けざるをえなかったのだ、と釈明している。このヴェルザーの貨幣は皇帝の禁令に反してアントウェルペンからリヨンへ送られたもので、前述したドゥッチとザイラーが仲間に加わっていた。当時としては異常に高い利子の誘惑と枢機卿らの高官の強制が働いたものであろう。

一五四二年と四三年には、この他にもリヨンで借入が行われたようである。一五四三年にアントウェルペンで出版されたヤン・イムピン (Jan Impyn) の『商人の計算の新指南書⁽²⁾』——イタリア式簿記法に関する低地地方で最初の簿記書——も、リヨンの為替相場は国王がリヨンで多額の借入をするか否かに応じて動く、と述べている。このように一五四〇年代前半には、フランス王室による利子つきの短期借入がリヨンの取引所で定着していた。

王室の借入はその後も続いた。一五四六年一月に三〇万フランを借入れたのに続いて、三月にはクレベルクと商人団に対して新たな貸付が要求された。この四六年の春から夏にかけて、ドイツでは新教徒と旧教徒がシュマルカルデン戦争に備えて準備を急いだ時期であったが、新教徒側は秘かに戦費の援助を旧教徒のフランス国王に要請していた。⁽³⁾九月にはシュマルカルデン同盟(新教徒側)の要請でシュトラースブルクの商人シュトゥルム (Jakob Sturm) がリヨンへやってきた。クレベルクの仲介で戦費を調達するためである。結局、ストロッチ元帥の仲介で次のような取引が成立した。国王は一〇万クロネを元帥に支払い、元帥がこれを商人——国王が債務を負っていた商人——に支払い、商人がこれを新教徒側に貸付ける。商人に対しては新教徒側の都市が、都市に対しては新教徒側の君主が保証する。この取引について、国王がみずからリヨンで調達して、これを新教徒側に渡したという説明もある。当時、王室の借入の場合の利子は年一二%のことが多かったが、まもなく大市当り四% (年一六%)⁽⁴⁾になった。

同じ四六年一〇月、アントウェルペンとリヨンの間で「皇帝とフランス国王の二股かけて」為替のさや取りを行っていたナイトハルトとザイラーは、会社の資本の半額をフランス国王に貸付けるように指図し、グリメルもほかに確實な投資機会がなければ適当であろうと判断している。皇帝の陣営にいたヴェルザー会社の代理人は四七年二月に報告している。最近、皇帝の側近がとった暴力的で狡猾な資金調達の様子を考えれば、多額の貨幣がネーデルラント宮廷を離れてフランス宮廷へ向かって流れていることは——『やがてネーデルラントではもっと破滅的な事態にゆきつくであろうが』——驚くに当らない、と。⁽⁵⁾ 前述したアウクスブルクのハウク家も、四七年の復活祭の大市でフランス王室に三万六〇〇〇クローネを大市当り四%（年利一六%）で貸付けている。

このように、一五四二年以来フランス王室はリヨンの取引所において巨額の借入を続けることに成功した。抗争相手のハプスブルク家にとって重要な借入市場であったアントウェルペンからも、資金がリヨンへ流れるほどであった。フランス王室が借入に成功した原因としては、次の点が考えられる。第一に、民間の取引よりも高い利子をつけ、利子の支払を守って、貸し手に有利で確実な投資機会であるという期待をもたせたこと。第二に、ツールノン枢機卿のようなフランスの有力者の積極的な活動があったことはいままでもないが、特に、フィレンツェのサルビアッチ（Salviati）やドイツ人のクレベルクなど、外国人の有力商人がリヨンでフランス王室の資金調達に協力したこと。彼らの巧みな宣伝が効果をあげて、フランス王室の短期借入が貨幣所持者にとって魅力的な投資機会になったのであった。

これまでに述べたように、一五四〇年代に急増した各国君主の借入は、貸付側の商人・銀行家の間に、戻し為替、寄託、商人^{コンソルティウム}の形成などの貨幣取引の新しいやり方を生みだして、アントウェルペンとリヨンの両取引所を中心に、商品取引から遊離した貨幣取引と為替の投機を促進した。この動きは五〇年代にはますます過熱し、一五五七年のス

ペイン、フランス両王室の支払停止（第一回「国庫破産」）に始まるヨーロッパの金融危機を招くことになるのである。

- (1) 二年後の一五四四年にトゥーヒャーの代理商も、「ドイツ人が皇帝に貸付ける貨幣をアウクスブルクにたくさん持っている」ことは、フランスの宮廷でもよく知られている、と報告している。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 86-88.
- (2) 茂木虎雄「オランダ会計史」(黒沢清編『体系近代会计学』VI、中央経済社、一九八七年) 九四—九六頁を参照。
- (3) 諸田「フッガー家のスペイン王室への貸付」(『商経論叢』三三—三二一)
- (4) R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 2, S. 89f.
- (5) A. a. O., S. 90.